

高松市・香川町合併協議会
第 1 4 回 会 議

附属資料（新規提案分）

目 次

1	「コミュニティ施策について」に関する資料（協議第 4 6 号資料）	1 ~ 13
2	「児童福祉事業について」に関する資料（協議第 4 7 号資料）	14 ~ 38
3	「環境対策事業について」に関する資料（協議第 4 8 号資料）	39 ~ 55
4	「建設関係事業について」に関する資料（協議第 4 9 号資料）	56 ~ 83
5	「下水道事業について」に関する資料（協議第 5 0 号資料）	84 ~ 94
6	「社会教育事業について」に関する資料（協議第 5 1 号資料）	95 ~ 119
7	「文化振興事業について」に関する資料（協議第 5 2 号資料）	120 ~ 143
8	「その他の事業について」に関する資料（協議第 5 3 ~ 5 5 号資料）	144 ~ 156

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	2
地域コミュニティ推進事業について	3
広報紙等配布業務について	4
地域ふれあい交流事業について	5
防犯灯設置等補助事業について	6 ~ 7
安全で安心なまちづくり推進について	8
高松市ボランティア・市民活動センターについて	9
消費者行政の推進について	10 ~ 11
集会所等設置補助事業について	12
香川町立文化センター等の管理等について	13

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 自治会の概要	(平成16年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,549 ・加入世帯数 98,534 ・自治会世帯加入率(%) 72.60	(平成16年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 該当なし。 ・単位自治会数 412 ・加入世帯数 6,940 ・自治会世帯加入率(%) 80.16
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 1世帯当たり165円 1単位自治会当たり2,000円 (単位自治会報償金) 該当なし。	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 該当なし。 (単位自治会報償金) 1世帯当たり1,300円 1自治会当たり5,000円 30戸以上の自治会及び遠隔地の自治会には 1世帯当たり200円を加算
3 自治会加入・結成促進奨励	(内容) 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、また、新たに単位自治会を結成した場合に補助 (補助金額) 1世帯当たり2,000円	(内容) 高松市と同じ。 (補助金額) 単位自治会報償金に含まれている。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・香川町では、連合自治会が組織されていない。 ・自治会活動支援補助及び自治会加入・結成促進奨励の内容が異なる。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・合併時まで、香川町地域において、連合自治会の組織化を促す。 ・香川町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	地域コミュニティ推進事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域コミュニティ構築支援事業	<p>・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付</p> <p>・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間</p> <p>・補助金額.....年間20万円以内</p>	該当なし。		
2 まちづくりアドバイザー設置事業	<p>地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。</p>	該当なし。		
3 地域まちづくりサポーター制度	<p>・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。</p> <p>・認定期間 組織結成から3年間</p>	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	自治会(区)を通じて配布 町(職員が送付) 自治会長(区長) 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1種類当たり5円(1世帯)	単位自治会報償金に含まれている。
4 広報紙配布時 傷害保険料	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷 害保険料を補助	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・配布方法、回数、手数料の内容が異なる。 ・香川町では広報紙配布時傷害保険料を補助していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 内容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する各地区(校区)に対し助成する。	地域振興イベントを促進する中で、地域の活性化と魅力あるまちづくりに取り組む香川町地域振興イベント推進協議会に対し支援する。
2 補助率	事業費の1/2以内	事業費の全額
3 補助限度額	50万円 各地区(校区)当たり	80万円

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容、補助率等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 防犯灯新設 工事等補助	<p>[新設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等.....100%補助 <p>[切替工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等.....100%補助 <p>[移設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき（水銀灯は除く。） ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円) <p>[補修工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円) 	<p>[新設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等 2万円未満の場合.....70%補助 2万円以上の場合.....一律15,000円補助 <p>[切替工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 設置後10年以上経過で新設切替するとき ・補助率等 2万円未満の場合.....70%補助 2万円以上の場合.....一律15,000円補助 <p>[移設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 <p>[補修工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯新設工事等補助の補助基準及び補助率等に差異がある。 ・香川町では、防犯灯維持管理補助を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	防犯灯設置等補助事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 防犯灯維持 管理補助	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] ・補助基準 蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき ・補助率等.....100%補助 [電気料金] ・補助基準 蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯の うち市長が指定したもの ・補助率等.....100%補助	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 施設概要	(場所) 高松市田町 (面積) 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	(開館日・時間) 平日:午前10時～午後7時 土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する 休日:午前10時～午後5時 (休館日) 毎週月曜日、年末年始	
3 事業内容	NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 (相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、 コーディネートなど)	
4 管理運営方法等	平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	職員が随時、消費者からの苦情等を聞き、対応している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
消費者行政の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪質商法被害の未然防止に努めている。	広報紙等で情報提供を行っている。
7 パイオネット運 営事業	全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の導入により、消費生活相談の一層の充実を図り消費者被害の未然防止と救済に努めている。	該当なし。
8 消費者団体連 絡協議会運営 事業	消費生活の複雑化・多様化に伴って生じる消費者問題に対処するため、自主的・積極的に行動できる賢い消費者づくりを推進するとともに、リーダー的役割を持つ消費者団体の育成に努めている。	該当なし。
9 廃食油収集ス テーション事業	消費者の省資源意識を高めるとともに、環境汚染防止、粉石けん使用を推進するため、廃食油収集ステーションを開設し、収集を消費者団体連絡協議会に委託している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	集会所等設置補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町 区
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	区(自治会)集会所建築補助金交付規程
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	高松市と同じ。
3 補助率等	〔新築(改築・購入)〕 (補助対象事業の限度額) 1,800万円 (補助限度額) 900万円 (補助率) 50%以内 〔増築〕 (補助対象事業の限度額) 200万円 (補助限度額) 100万円 (補助率) 50%以内 〔改修(改造・修繕)〕 (補助対象事業の限度額) 200万円 (補助限度額) 100万円 (補助率) 50%以内	〔新築(改築・購入)〕 (補助対象事業の限度額) 該当なし。 (補助限度額) 300万円 (補助率) 香川町区集会所建築補助金交付規程の補助金算出基準による 〔増築〕 (補助対象事業の限度額) 該当なし。 (補助限度額) 50万円 (補助率) 50%以内 〔改修(改造・修繕)〕 (補助対象事業の限度額) 該当なし。 (補助限度額) 50万円 (補助率) 50%以内
4 維持管理	〔管理〕 関係自治会等による。 1自治会当たり年額6,000円を補助している。 〔維持修繕費〕 関係自治会等による。	〔管理〕 関係する単位自治会による。 〔維持修繕費〕 集会場の広さに応じて、坪当たり3,000円を5年おきに助成している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	香川町立文化センター等の管理等	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 設置目的	該当なし。	地域住民の各種会合をはじめ、多目的な利用ができる施設として設置している。
2 施設の概要		東部文化センター 浅野2号文化センター 大野北部文化センター 日生ニュータウン文化センター 川東上文化センター 浅野4号文化センター 大野下文化センター 大野南部文化センター 川東西部文化センター 浅野1号文化センター 大野東部文化センター 川東下文化センター 上部会館 日生ニュータウングリーンセンター
3 管理運営等		(管理) 香川町(管理人委託) (開館) 午前9時、閉館 午後10時 (休館日) 毎週月曜日、年末年始(12月28日～1月4日)

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市には、該当する施設がない。

対 応 策
・香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。 ・管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。

「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て	15
保 育 料 に つ い て	16
(別紙1)高松市と香川町の保育料徴収金額比較表	17
第3子以降保育料減免事業について	18
遠距離通園者等に対する助成について	19
特別保育事業について	20 ~ 22
病後児保育事業について	23
放課後児童クラブ関係事業について	24
公立児童館事業について	25
私立保育所支援事業について	26 ~ 27
認可外保育支援事業について	28
民間児童厚生施設運営補助事業について	29
母子家庭等就業・自立支援センター事業について	30
子育て短期支援事業について	31
母子生活支援施設について	32
母子寡婦福祉資金貸付等事業について	33
母子等医療費助成事業について	34
乳幼児医療費助成事業について	35
(別紙2)福祉資金母子福祉資金、寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	36 ~ 38

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	保育所の現況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 保育所数及び定員	・公立保育所 31ヵ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25ヵ所 定員 3,005人	・公立保育所 5ヵ所 定員 490人 ・私立保育所 1ヵ所 定員 90人
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童
3 年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数
	0歳児 290人 1歳児 912人 2歳児 1,168人 3歳児 1,301人 4歳児 1,297人 5歳児 1,306人 合計 6,274人	0歳児 16人 1歳児 54人 2歳児 101人 3歳児 119人 4歳児 115人 5歳児 106人 合計 511人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
香川町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業		部 会 名	健康福祉
分 類	保育料			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 保育料等	<p>(階層区分) A階層～D6階層の10階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D6)</p> <p>(年齢区分) A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)</p> <p>(保育料月額) 別紙1「高松市と香川町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	<p>(階層区分) A階層～D6階層の9階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C) 所得税課税世帯(D1～D6)</p> <p>(年齢区分) A階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)</p> <p>(保育料月額) 別紙1「高松市と香川町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	<p>保育料の階層区分、年齢区分及び保育料月額が異なっている。</p>	
			対 応 策	
			<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p>	
			調 整 案	
			<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p>	

高松市と香川町の保育料徴収金額比較表

高松市保育料徴収金額表					香川町保育料徴収金額表								
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額			各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		町徴収基準(月額)						
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合		階層区分	定 義	3才未満児	3才児	4才以上児				
		円	円				円	円	円				
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0		A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0				
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	7,000 (3,500) < 700 >	5,000 (2,500) < 500 >	B	A階層及びD階層を除き、前年度分市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,500 (2,750) < 550 >	4,500 (2,250) < 450 >	4,500 (2,250) < 450 >			
		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500) < 1,500 >	13,000 (6,500) < 1,300 >									
		所得割の額がある世帯	18,000 (9,000) < 1,800 >	16,000 (8,000) < 1,600 >			C	市町村民税課税世帯	14,000 (7,000) < 1,400 >	11,000 (5,500) < 1,100 >	11,000 (5,500) < 1,100 >		
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,000円未満		23,000 (11,500) < 2,300 >	20,000 (10,000) < 2,000 >	D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年分の所得税課税額が32,000円未満である世帯	20,000 (10,000) < 2,000 >	17,500 (8,750) < 1,750 >	17,500 (8,750) < 1,750 >		
		13,000円以上64,000円未満	3歳児の場合	30,000 (15,000) < 3,000 >	26,000 (13,000) < 2,600 >			25,000 (12,500) < 2,500 >	D2	32,000円以上64,000円未満	27,000 (13,500) < 2,700 >	23,500 (11,750) < 2,350 >	22,500 (11,250) < 2,250 >
			4歳以上児の場合										
		64,000円以上112,000円未満		38,000 (18,000) < 3,800 >	31,000 (15,000) < 3,100 >			26,000 (13,000) < 2,600 >	D3	64,000円以上112,000円未満	38,000 (19,000) < 3,800 >	28,500 (14,250) < 2,850 >	25,000 (12,500) < 2,500 >
112,000円以上160,000円未満		49,000 (18,500) < 4,900 >	32,000 (15,500) < 3,200 >	27,000 (13,500) < 2,700 >	D4	112,000円以上160,000円未満	41,000 (20,500) < 4,100 >	28,500 (14,250) < 2,850 >	25,000 (12,500) < 2,500 >				
160,000円以上408,000円未満		52,000 (19,000) < 5,200 >	33,000 (16,000) < 3,300 >	28,000 (14,000) < 2,800 >	D5	160,000円以上408,000円未満	46,000 (23,000) < 4,600 >	31,000 (15,500) < 3,100 >	26,000 (13,000) < 2,600 >				
D6	408,000円以上	53,000 (19,000) < 5,300 >	34,000 (16,000) < 3,400 >	29,000 (14,000) < 2,900 >	D6	408,000円以上	46,000 (23,000) < 4,600 >	31,000 (15,500) < 3,100 >	26,000 (13,000) < 2,600 >				

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を0円とする。

(1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。

(1) BからD2階層に属する世帯 0円

(2) D3からD6階層に属する世帯

ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円

イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表及び備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には徴収金の額を0円とする。

a. 母子世帯等

b. 在宅障害児(者)のいる世帯(身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金等の受給者。)

c. その他の世帯(保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)

3 現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。

なお、この規定の適用にあたっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が措置されている場合は、上記の表にかかわらず次表の第1欄に掲げる世帯における次表第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
B～D6階層に属する世帯	ア. 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表に定める額
	イ. ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表 × 0.5
	ウ. 上記以外の児童	徴収基準額表 × 0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項目	高 松 市	香 川 町																				
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙1「高松市と香川町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円 (2) D3からD6階層に属する世帯 ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>BからD6階層に属する現に扶養する子(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所している場合は、徴収金額表の規定にかかわらず、別紙1「高松市と香川町の保育料徴収金額比較表」の備考3の表の第1欄に掲げる世帯における第2欄に掲げる児童について、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D6</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円 1	3歳以上児	B～D6	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円																				
3歳以上児	B～D2	0円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円 1																				
3歳以上児	B～D6	減免なし																				

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象年齢、対象階層及び減免内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	遠距離通園者等に対する助成	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 通園通所費の補助	該当なし。	香川町立東谷幼稚園廃止により、他の幼稚園・保育所に通園(通所)することになった児童の保護者に対して、通園費(通所費)の一部を補助することにより保護者の負担の軽減を図る。 ・東谷地区の幼児で3歳から5歳まで ・小学生1ヵ月通学定期の70%×11ヵ月 15年度実績 1人 16年度実績 0人 17年度予定 1人
2 事業内容		香川町教育委員会学校教育課が町立東谷幼稚園廃止に伴う通園(通所)費補助に関する規程を定めている。 補助金については、学校教育課が事務手続きをしている。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、遠距離通園者等に対する助成を実施していない。

対 応 策
香川町の遠距離通園者等に対する助成については、合併時に廃止する。

調 整 案
香川町の遠距離通園者等に対する助成については、合併時に廃止する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 障害児保育	<p>(内容) 健全児とともに生活することにより心身の発達が促進されると思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立保育所及び私立保育所で実施。 (保育時間)【公立】 健全児と同じ保育時間 【私立】 健全児と同じ保育時間 (保育料) 別紙1「高松市と香川町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	<p>(内容) 健全児とともに生活することにより心身の発達が促進されると思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立保育所で実施。 (保育時間)【公立】 健全児と同じ保育時間 (保育料) 別紙1「高松市と香川町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>
2 延長保育	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする場合に、公立保育所12箇所、私立保育所25箇所で延長保育を実施。 (保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある) (保育料) 【公立】 1回当たり 300円(午後6時30分超) 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする場合に、公立保育所3箇所、私立保育所1箇所で延長保育を実施。 (保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 午後7時まで (保育料) 【公立】 1月当たり 2,500円 【私立】 1月当たり 2,500円</p>
3 一時保育	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保育所3箇所、私立保育所19箇所で一時的保育を実施。 (保育時間) 【公立】 月～金曜日の9時～16時 【私立】 保育所により異なる (保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 ・半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保育所1箇所、私立保育所1箇所で一時的保育を実施。 (保育時間) 【公立】 月～金曜日の8時30分～16時30分 【私立】 月～金曜日の8時30分～17時30分 (保育料)【公立】 ・1日2,000円・半日1,000円(1～5) ・1日3,000円・半日1,500円(0) 【私立】 ・1日2,000円・半日1,000円(1～5) ・1日3,000円・半日1,500円(0) ただし、食事代は別途徴収(1日500円、半日300円)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
<p>・香川町では、在宅障害児ふれあい事業、地域子育て推進事業、世帯間交流事業、休日保育及び学童保育を実施していない。 ・公立保育所の延長保育、一時保育の保育料に差異がある。 ・公立保育所の乳児保育の受入れ月数、一時保育の利用時間が異なる。 ・高松市では、地域子育て支援センター事業(直営)を実施していない。</p>

対応策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の地域子育て支援センター事業(直営)については、現行のとおり実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の地域子育て支援センター事業(直営)については、現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業		部 会 名	健康福祉
分 類	特別保育事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 乳児保育	<p>(内容) 2か月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所22箇所、私立保育所25箇所を実施。</p> <p>【公立】 3か月～1歳未満 22箇所</p> <p>【私立】 2か月～1歳未満 13箇所 3か月～1歳未満 11箇所 4か月～1歳未満 1箇所</p>	<p>(内容) 2か月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所5箇所、私立保育所1箇所を実施。</p> <p>【公立】 10か月～1歳未満 5箇所</p> <p>【私立】 2か月～1歳未満 1箇所</p>		
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり、育児相談などを行う事業を公立保育所13箇所を実施。</p>	該当なし。	対 応 策	
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通じて、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所14箇所を実施。</p>	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通じて、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所5箇所、私立保育所1箇所を実施。</p>		
7 地域子育て推進事業	<p>(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり、子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり、子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18箇所、私立保育所18箇所を実施。</p>	該当なし。	調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業		部 会 名	健康福祉
分 類	特別保育事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとふれあうことにより、世代間の交流を図る事業を公立保育所2箇所、私立保育所17箇所を実施。	該当なし。		
9 地域子育て支援センター事業	(1)直営 該当なし。	(1)直営 (目的) 子育て支援活動 (内容) 子育てについての悩みの解決、情報交換の場 親子遊び、おもちゃ作り など (開催場所) 香川町保健福祉総合センター		
	(2)委託 子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業 私立保育所5箇所を実施。	(2)委託 高松市と同じ。 私立保育所1箇所を実施。		
10 休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4箇所を実施。	該当なし。		
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9箇所を実施。	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	病後児保育事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る。	該当なし。
2 委託機関	市内の医療機関 3箇所	
3 利用時間・負担金	午前8時から午後5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続く延長1時間 500円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	放課後児童クラブ関係事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 現況	<p>・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ)</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生)</p> <p>(開設数) 1箇所</p> <p>(定員) 50人</p> <p>(開設時間)</p> <p>平日 放課後～午後6時</p> <p>土曜日 午前8時30分～午後6時</p> <p>長期休業中 午前8時30分～午後6時</p> <p>(開設場所) 小学校敷地外の市有地</p> <p>(利用者負担金)</p> <p>月～金の利用者 月額5,000円</p> <p>月～土の利用者 月額7,000円</p> <p>(運営方法) 管理・運営を地元団体に委託</p> <p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生)</p> <p>(開設数) 29教室</p> <p>(定員) 各教室 40人</p> <p>(開設時間)</p> <p>平日 放課後～午後6時</p> <p>長期休業期間等 午前8時30分～午後6時</p> <p>(開設場所) 小学校内専用施設</p> <p>(保護者負担) 月額5,000円</p> <p>(運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。</p>	<p>・昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図っている。</p> <p>(対象) 主として小学校低学年(1～3年生)</p> <p>(開設数) 3箇所</p> <p>(定員) 利用者は概ね30人～70人</p> <p>(開設時間)</p> <p>平日 放課後～午後6時</p> <p>第1・3土曜日 午前9時30分～午後1時</p> <p>長期休業中 午前8時～午後6時</p> <p>(開設場所)</p> <p>公立児童館 2箇所(浅野児童館、川東児童館)</p> <p>小学校内専用施設 1箇所(大野小学校)</p> <p>ただし、平成17年2月頃に浅野児童館で実施している放課後児童クラブを空き施設となっている旧第3保育所へ移転する予定</p> <p>(利用者負担金) 無料</p> <p>(運営方法) 管理・運営は直営</p>

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	運営方法、利用者負担金、指導員体制、利用日及び利用時間が異なる。
-------------	----------------------------------

対 応 策	<p>・香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>・香川町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>・利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	---

調 整 案	<p>香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	---

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	公立児童館事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 名称	該当なし。	香川町立川東児童館 香川町立浅野児童館
2 設置目的		児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を果たす目的をもって、児童福祉法第40条の規定に基づき、設置している。
3 事業内容		1 児童の集団的な指導育成に関すること。 2 児童の個別的な指導育成に関すること。 3 児童の研修集会に関すること。 4 地域組織活動の助長に関すること。 5 その他児童の健全育成に関すること。 放課後児童クラブの用務を兼務している。
4 開館時間等		(通常時期) ・平日 午前8時開館 午後6時閉館 ・土曜日 午前9時30分開館 午後1時閉館 (小学校の長期休業中) ・平日 午前8時開館 午後6時閉館 ・土曜日 午前8時開館 午後1時閉館 (休館日) ・日曜日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、公立児童館事業を実施していない。

対 応 策
香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	高松市と同じ。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。 (市単独補助あり)	乳児保育促進事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。 (町単独補助なし)
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。 (市単独補助あり)	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。 (町単独補助なし)
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係わる経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員1人当たり年間15,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香川町では、特別保育事業の町単独補助、職員研修費補助、保育所入所等事務謝金、社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助及び保育研修会事業補助を実施していない。</p> <p>・高松市では、認可保育所借地料補助を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町が借地料を補助している認可保育所用地については、高松市の例により、無償貸与方式に変更するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町が借地料を補助している認可保育所用地については、無償貸与方式とするものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、入所児童1人につき1ヵ月当たり480円の謝金を交付している。	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し、児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。
8 認可保育所借地料補助事業	該当なし。 待機児童の解消を図るため、市有地を無償貸与して、民設民営方式で「今里保育所」を整備している。 なお、土地使用料については、当該保育所の開設から10年経過後に見直しを行うこととしている。 ・今里保育所(経営主体)社会福祉法人 (開園)平成16年4月1日 (定員)120人	香川町社会福祉法人の助成に関する条例・条例施行規則に基づき、町内の私立保育所の保育所用地等借地料に係る経費を補助している。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	認可外保育支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている。</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月</p>	該当なし。
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業 	
3 補助額・率	<p>国の補助基準額の1/3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/3 ・県 1/3 ・社会福祉法人 1/3 <p>社会福祉法人の負担部分1/3を市単独補助</p> <p>額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり</p>	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 県 香 川 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る	
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	子育て短期支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 短期入所生活援助	<p>(内容) 市内在住の1歳以上の児童で、家庭における養育が一時的に困難となった保護者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 7日以内</p> <p>(利用者負担)国の基準額どおり 2歳未満児 5,350円 2歳以上児 2,750円 緊急一時保護の母750円 生活保護世帯等は減免あり</p>	高松市と同じ。
2 夜間養護	<p>(内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 原則6カ月程度で午後6時から午後10時まで</p> <p>(利用者負担)国の基準額どおり 小学生 750円 特に市長が認める児童 750円 生活保護世帯等は減免あり</p>	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う。	該当なし。
2 名称・設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	
5 利用者負担	市・県民税額、所得税額により区分あり。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 実施機関	中核市として高松市が実施	香川県において同様の業務を実施
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 (母子福祉資金) ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 ・母子家庭の母が扶養する児童、父母のない20歳未満の児童(修学、修業、就職支度、修学支度) (寡婦福祉資金) ・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子 ・寡婦が扶養する子	
3 貸付額	別紙2「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
4 金利	別紙2「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
5 償還方法	別紙2「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。 ・高松市では、市単独で利子補給を実施している。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、所得制限該当者は除く) 	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付 (ただし、香川町内の医療機関については、現物給付としている。)

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	乳幼児医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	高松市と同じ。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種別一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円 * 複数の母子家庭の母等が共同して起案する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする	貸付後 1 年	据置後 7 年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後 6 か月	据置後 7 年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表 1 参照	修学・修業期間終了後 (小中学校は 15 歳到達後) 6 か月	据置後 5 年以内 ただし、修学資金と同時貸付けの場合は、修学と同じ期間	無利子
修学資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が高校、大学、高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表 1 参照	修学終了後 6 か月	据置後貸付期間の 3 倍以内 (特別) 20 年以内 専修一般 5 年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、寡婦等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は 3 年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6 か月	据置後 10 年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は 3 年以内	月額 50,000 円 高校 3 年時の自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6 か月	据置後 6 年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購入 320,000 円	貸付後 1 年	据置後 6 年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が医療または介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は 1 年以内	医療 310,000 円 特別(所得税非課税世帯等) 450,000 円 介護 500,000 円	療養(介護)終了後 6 か月	据置後 5 年以内	無利子

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	知識技能を習得している間の生活補給資金 貸付期間は技能習得期間	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内 月額 141,000 円	知識技能習得後、医療若しくは介護若しくはまたは生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間終了後 6か月	据置後 10年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額 103,000 円 (生活安定は母子家庭となつて7年以内及び総額 2,400,000 円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000 円		据置後 5年以内	
	母子家庭となつてもない(7年未満)母の生活安定・継続する間(生活安定期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金			据置後 生活安定 8年以内 失業 5年以内	年3% (生活安定で月2万円及び累計48万円以内は無利子)
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入をするのに必要な経費に充てる資金	1,500,000 円 特別貸付(新築または購入等) 2,000,000 円	貸付期間終了後 6か月	据置後 6年以内 (特別) 7年以内	年3%
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000 円	貸付後 6か月	据置後 3年以内	年3%
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000 円	貸付後 6か月	据置後 5年以内	年3%
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)。	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10年以内	無利子

別表1 就学支度資金、修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金	修 学 資 金	
	種別	通学	貸付限度額	貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は、小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ、所得税非課税世帯に対し貸付けできます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校 専修学校（高等） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大として貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは、修学に直接必要な経費（授業料、通学費、教科外活動費等）が一般枠を超える場合で、児童の修学に際し、必要と認められる場合に対象となります。希望する際は、自己資金や借入額、償還計画を十分にご検討ください。

「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（収集方法等）について	40 ~ 41
ごみ処理事業（手数料）について	42
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について	43
ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）について	44
廃棄物管理指導等について	45
衛生組織団体活動推進事業について	46 ~ 47
ごみ減量・資源化推進事業について	48
環境基本計画について	49
環境保全推進事業について	50
大気汚染監視事業について	51
騒音振動防止対策事業について	52
水質汚濁監視事業について	53
公衆便所管理について	54
し尿収集事業について	55

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(収集方法等)	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ・紙おむつ等 (収集回数) 週2回/市指定袋	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、紙おむつ、皮製品、プラスチック製品等 (収集回数) 週2回/町指定袋、東谷は週1回/町指定袋
2 臨時・粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 大型家具、ふとん、自転車、カーペット等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(第1・3土曜日) (搬入場所) 香川町環境センターへ搬入し、解体処理後に可燃・不燃・粗大ごとに分けて東部クリーンセンター(東部清掃施設組合)へ搬入
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回/市指定袋	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類 プラスチック製品、皮製品は可燃ごみ (収集回数) 月1回/町指定袋 不燃ごみとして収集(一部可燃ごみ)
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回/透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース)破碎ごみと同じ収集日	(種類) 乾電池、蛍光管 (収集回数) 月1回/町指定袋 一部、不燃ごみとして収集(水銀使用のものは収集しない)

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
分別区分、収集回数、収集方法及び搬入場所に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香川町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 東部クリーンセンターへのごみの搬入については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(収集方法等)			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 市 町		
5 家電4品目	(種類) エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ(ブラウン管式) (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ	(種類) 高松市と同じ。 (収集方法) 高松市と同じ。		
6 資源ごみ				
種類・排出回数・排出方法	缶	スチール アルミ	月2回/乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月1回/町指定袋により収集 委託収集
	びん	無色 茶色 その他		月1回/町指定袋により収集 委託収集
	ペットボトル			月1回/透明か半透明のポリ袋(レジ袋)により収集
	プラスチック製容器包装 白色トレイ		週1回/乳白色半透明ポリ袋による混合収集	種類別収集していない。(可燃ごみで収集)
	古紙類	段ボール 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック	月2回/結束(容器包装紙は紙袋に入れるか結束)	月1回/結束(容器包装紙は資源ごみとしていない。)
	古布		月2回/乳白色半透明ポリ袋	月1回/結束
7 家庭用パソコン	現在、ノート型パソコンは破碎ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集		該当なし。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(手数料)			
現況				
項目	高松市		香川町	
1 家庭系一般廃棄物(可燃・破碎ごみ)	有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 10ℓ 10円/枚 20ℓ 20円/枚 30ℓ 30円/枚 40ℓ 40円/枚		有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 可燃 20ℓ 21円/枚 30ℓ 31.5円/枚 45ℓ 42円/枚 不燃 30ℓ 31.5円/枚 45ℓ 42円/枚	
2 事業系一般廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		高松市と同じ。 (処理手数料) 可燃 10kgごとに 178円 不燃 10kgごとに 315円 粗大 10kgごとに 525円 香川町環境センターへ事業所が直接搬入	
3 臨時・粗大ごみ	南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円、1,000円、2,000円の3種		香川町環境センターへ個人が直接搬入 可燃 10kgごとに 21円 不燃 10kgごとに 21円 粗大 10kgごとに 105円 戸別収集 軽四トラック1車 3,670円 2tトラック1車 11,550円	
4 資源ごみ	無料		有料(指定ごみ袋) (料金) 資源ごみ紙布類 無料 資源ごみカン類 45ℓ 21円/枚 資源ごみビン類 30ℓ 21円/枚	
5 動物の死体	・収集、運搬、処分 1体 1,480円 ・処分のみ 1体 590円		・収集、運搬、処分 1体 1,000円 ・処分のみ 1体 500円	
6 自己搬入手数料	【埋立・可燃・破碎ごみ】 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算		・香川町環境センターへ個人が直接搬入 可燃 10kgごとに 21円 不燃 10kgごとに 21円 粗大 10kgごとに 105円	
7 家電4品目収集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円		該当なし。	

部会名	環境
-----	----

問題点・課題
ごみ袋の料金及び処理手数料等に差異がある。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において使用できるものとする。 ・香川町地域の、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 なお、その後の対応については、全市民的な観点から見直しを行う。

調整案
高松市の制度に統一する。 香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において使用できるものとする。 香川町地域の、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 ごみステーション管理	ステーション協力員制度の利用 ステーション協力員数 2,893名 設置基準 20~30世帯で1カ所を基準として設置 ステーション電子管理システム 地域情報システムのデータにより、設置場所を管理している	ステーション協力員制度はない。 自治会等がごみステーションの管理をしている。 設置基準 該当なし。 ステーション電子管理システム 該当なし。
2 分別収集推進活動補助	分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションの管理方法に差異がある。 ・香川町では、分別収集推進活動補助の制度がない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香川町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。 ・香川町において、合併時まで分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物収集運搬・処理許可)	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に1件につき10,000円	高松市と同じ。
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「香川町廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例」「香川町廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例施行規則」に基づき許可
3 許可の受付	随時	高松市と同じ。
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	廃棄物管理指導等	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 不法投棄等不法処理防止	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実施している。</p> <p>【一般廃棄物】 ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発 ・協定書を締結し、郵便局から不法投棄等の通報を受けている。</p>	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p> <p>【一般廃棄物】 ・不法投棄防止看板の貸与 ・協定書を締結し、郵便局から不法投棄等の通報を受けている。</p>
2 産業廃棄物適正処理推進等業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等による不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託している。	該当なし。
3 産業廃棄物空中監視、立入り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不適正処理の現場に立入り指導を行う。	香川県と合同で、年2回の空中からの監視活動を実施している。県警のヘリコプターを使用し、経費の負担はない。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・不法投棄等不法処理防止及び産業廃棄物空中監視、立入り指導等の実施内容に差異がある。 ・香川町では、産業廃棄物適正処理推進等業務を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一するとともに、産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	衛生組織団体活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 衛生組織団体	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯数 100,512 衛生組合世帯加入率 74%	該当なし。
2 衛生組織団体活動補助	<p>【運営補助】 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯)</p> <p>【共同防除用器材購入補助】 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円)</p> <p>【河川等清掃事業補助】 ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料</p> <p>【啓発活動】 「衛生だより」の発行 発行回数……年1回 発行部数……122,500部</p>	<p>【運営補助】 該当なし。</p> <p>【共同防除用器材購入補助】 該当なし。</p> <p>【河川等清掃事業補助】 該当なし。</p> <p>【啓発活動】 該当なし。</p> <p>参考 ・町内一斉清掃参加者に対する傷害保険料 10円/人×1,300人(平成15年度実績) ・地区婦人会に河川等清掃事業を依頼した場合の損害賠償保険料 20円/人×50人(平成15年度実績)</p>

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町には、衛生組織団体がない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 香川町において、合併時までに衛生組織団体の組織化を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	衛生組織団体活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
3 清掃活動補助	<p>【名称】 クリーン高松推進事業</p> <p>【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している。</p> <p>【推進事業補助金】 1地区 80,000円(35地区)</p> <p>【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円(1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円)</p> <p>【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円 (101,800世帯)</p>	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業	
分類	ごみ減量・資源化推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 リサイクル推進員制度	<p>(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う。</p> <p>(人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円</p>	該当なし。
2 ごみ減量・資源化啓発事業	「高松市のごみとリサイクルの状況」、「ごみ分別ガイドブック」、「きれいな高松に」(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	「香川町 ごみの正しい分け方と出し方 保存版」、「ごみ収集カレンダー」、「指定ごみ袋(転入者用)」を作成配布
3 生ごみ処理機等購入経費補助	<p>[生ごみ処理機(機械式)] ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度</p> <p>[生ごみ堆肥化容器] ・補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、1基につき6,000円を限度</p>	<p>[生ごみ処理機(電気式)] 高松市と同じ。</p> <p>[生ごみ処理容器] ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯2基までで、1基につき3,000円を限度</p>
4 地球にやさしいオフィス・店登録制度	<p>事業者のごみ減量、資源化啓発活動として平成4年度から「地球にやさしいオフィス登録制度」を、また平成5年度から「地球にやさしい店登録制度」を実施している。</p> <p>登録事業所、店舗数(平成16年4月1日現在) 地球にやさしいオフィス 607事業所 地球にやさしい店 267店舗</p>	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香川町にはリサイクル推進員制度及び地球にやさしいオフィス・店登録制度がない。 ・ごみ減量・資源化啓発事業の内容及び生ごみ処理機等購入経費補助制度に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 香川町において、合併時までにはリサイクル推進員を選定する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	環境基本計画	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 環境基本計画	<p>(目的) 平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負荷の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。</p> <p>(策定) 平成10年度 (計画期間) 平成11年度～平成23年度 (計画の内容) ・環境基本計画の考え方 ・高松市の環境の現状と課題 ・高松市の望ましい環境像 ・環境の保全および創造に関する施策 ・環境を保全・創造するための行動 ・計画の推進体制と進行管理</p>	該当なし。
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。

対 応 策
環境基本計画については、合併年度の翌年度に、香川町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	環境保全推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	11月頃、香川町総合体育館において、ふるさと香川フェスティバル(文化祭)で環境推進コーナーを設け、町民の環境問題および環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。
2 環境保全意識啓発	ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	高松市と同じ。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	香川町各公民館・文化センター等において、婦人会を通して情報交換の場を提供し、環境意識の高い町民の育成が可能な交流の場づくりを推進する。
4 環境美化都市推進会議	昭和54年9月に環境美化について、市民と行政が一体となって目指すべき目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」を発足させ、環境美化推進事業を行っている。 ・中央通りの一斉清掃 ・環境美化推進運動功労者表彰 など	該当なし。
5 ISO14001推進事業	「土と水と緑を大切に環境共生都市 たかまつ」を実現するため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を平成13年9月7日に香川県内の自治体で初めて、四国内の市としても初めて取得し、市役所自らが率先して環境に配慮した行政を推進している。 ・ISO14001環境マネジメントシステムの運用 ・事業者のISO14001の認証取得の支援 ・高松市家庭版環境ISO認定制度の取組世帯数の拡大 など	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	大気汚染監視事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 県
1 実施機関	高松市	香川県
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局4局、自動車排ガス局4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う。	
3 有害大気汚染物質調査	・ 一般環境について、3地点を年12回測定 ・ 沿道について、1地点を年12回測定	
4 ダイオキシン類調査	一般環境1地点、沿道1地点、発生源周辺1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	
5 その他	大気汚染防止法に基づく届出・監視等 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出・監視等 香川県公害防止条例に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施機関及び実施内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	騒音振動防止対策事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う。	一般地域4地点、道路に面する地域3地点について騒音測定を実施
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	道路交通騒音の測定を3地点で実施
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	(財)新高松空港周辺整備基金からの助成を受けて、新高松空港対策基金を創設し、平成9年度から平成18年度までの10年間、飛行機騒音固定局(日生ニュータウン内)を設置し、パトロールデータ処理(騒音測定)を実施している。
4 その他	騒音規制法に基づく届出・監視等 振動規制法に基づく届出・監視 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	高松市と同じ。 該当なし。 該当なし

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
各種測定の実施状況に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香川町が実施している航空機騒音調査については、平成18年度までは現行のとおりとするが、その後の取り扱いについては、状況等を調査して検討するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 香川町が実施している航空機騒音調査については、平成18年度までは現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	水質汚濁監視事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 公共用水域水質調査	河川(環境基準点9地点、補助点2地点、その他地点2地点、ため池(その他地点10地点)、海域(その他地点5地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	河川(その他地域2地点)、ため池(その他地点11地点)の健康項目・生活環境項目・その他の項目を調査。
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査(市内を2kmメッシュに区分して年1回調査し、計46区分を、3年間でローテーションする。)及び定期モニタリング(過去に有害物質が検出された井戸4本について、年1回調査)を実施	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質(環境基準点9地点で毎年実施)、土壌(一般環境2.5kmメッシュ35地点、発生源周辺20地点について、平成16年度まで実施)、地下水(市内14区域を3年間でローリング調査)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 その他	水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 香川県において、同様の業務を実施 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・公共用水域水質調査の実施方法が異なる。 ・地下水質調査、ダイオキシン類調査及び水質汚濁防止法に基づく届出・監視等の実施機関に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一するとともに、地下水質調査、ダイオキシン類調査及び水質汚濁防止法に基づく届出・監視等については、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	公衆便所管理	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 設置数	26箇所(平成16年4月1日) 公衆便所 20箇所 その他便所 6箇所	該当なし。
2 清掃委託	業者委託 16箇所 個別管理委託 10箇所	
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	
4 市・町民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるような提供してもらうもの。 (設置数) 8箇所	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	し尿収集事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1か月につき) 330円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18ℓにつき 210円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	(徴収) 高松市と同じ。 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1か月につき) 370円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18ℓにつき 230円 ・特別料金 高松市と同じ。
2 収集・運搬主体	市の許可業者	町の許可業者
3 委託・許可業者数	5業者(許可業者)	3業者(許可業者)
4 許認可事務	・一般収集運搬事業者 1万円 ・浄化槽清掃事業者 1万円	・一般収集運搬事業者 5,000円 ・浄化槽清掃事業者 7,000円
5 貯留施設	該当なし。	し尿貯留槽施設 ・下倉貯留槽(304m ³) ・八王子団地貯留槽(72m ³)

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・手数料に差異がある。 ・香川町においては、中継用貯留施設に一時貯留する収集体制となっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香川町の下倉貯留槽については、合併後においても、し尿中継用貯留施設として継続して使用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 香川町の下倉貯留槽については、し尿中継用貯留施設として継続して使用するものとする。

協議第49号資料

「建設関係事業について」に関する資料

用途地域について	57
屋外広告物規制について	58
建築指導について	59 ~ 61
開発指導について	62 ~ 63
建築物等検査について	64 ~ 65
確認申請審査について	66
都市公園等について	67 ~ 68
ちびっこ広場について	69
緑化事業について	70
花いっぱい推進事業について	71 ~ 72
緑の基本計画について	73
市・町道路等について	74
道路維持管理について	75
道路愛護団体について	76
道路新設改良について	77
急傾斜地崩壊対策事業について	78
水防対策について	79
市・町営住宅について	80 ~ 81
特定優良賃貸住宅制度について	82
高齢者向け優良賃貸住宅制度について	83

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-16 建設関係事業																																																																																																																														
分類	用途地域																																																																																																																														
	現 況																																																																																																																														
項目	高 松 市		香 川 町																																																																																																																												
1 概要	<p>平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。</p> <p>このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>		<p>昭和59年9月1日に、香川町都市計画区域として町の一部を都市計画区域に当初指定し、平成16年5月17日の都市計画区域の見直しにより、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編された。</p> <p>このうち451.5haについては、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>																																																																																																																												
2 種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面積 (ha)</th> <th>容積率 (%)</th> <th>建ぺい率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住居専用地域</td> <td>4.2</td> <td>60以下</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>22.2</td> <td>80 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>381.1</td> <td>100 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>83.8</td> <td>150 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>718.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>316.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>903.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>286.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>35.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣商業地域</td> <td>86.5</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>274.2</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">商業地域</td> <td>1.2</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>140.9</td> <td>400 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>55.7</td> <td>500 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>600 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>700 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.5</td> <td>800 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>863.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>144.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>155.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下	22.2	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	商業地域	1.2	200 "	80 "	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	3.6	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "		7.5	800 "	80 "	準工業地域	863.2	200 "	60 "	工業地域	144.5	200 "	60 "	工業専用地域	155.8	200 "	60 "	合 計	4,754			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面積(ha)</th> <th>容積率 (%)</th> <th>建ぺい率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>27.1</td> <td>100以下</td> <td>60以下</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>65.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>75.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>67.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>69.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>22.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>34.8</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>73.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>16.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>451.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	面積(ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住居専用地域	27.1	100以下	60以下	第二種低層住居専用地域	65.5	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	75.2	200 "	60 "	第一種住居地域	67.4	200 "	60 "	第二種住居地域	69.6	200 "	60 "	準住居地域	22.1	200 "	60 "	近隣商業地域	34.8	200 "	80 "	準工業地域	73.2	200 "	60 "	工業地域	16.6	200 "	60 "	合 計	451.5		
種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																																																												
第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下																																																																																																																												
	22.2	80 "	50 "																																																																																																																												
	381.1	100 "	60 "																																																																																																																												
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																																																												
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																																																												
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																																																												
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																																																												
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																																																												
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																																																												
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																																																												
	274.2	300 "	80 "																																																																																																																												
商業地域	1.2	200 "	80 "																																																																																																																												
	140.9	400 "	80 "																																																																																																																												
	55.7	500 "	80 "																																																																																																																												
	3.6	600 "	80 "																																																																																																																												
	1.7	700 "	80 "																																																																																																																												
	7.5	800 "	80 "																																																																																																																												
準工業地域	863.2	200 "	60 "																																																																																																																												
工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																																																												
工業専用地域	155.8	200 "	60 "																																																																																																																												
合 計	4,754																																																																																																																														
種 類	面積(ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																																																												
第一種低層住居専用地域	27.1	100以下	60以下																																																																																																																												
第二種低層住居専用地域	65.5	200 "	60 "																																																																																																																												
第二種中高層住居専用地域	75.2	200 "	60 "																																																																																																																												
第一種住居地域	67.4	200 "	60 "																																																																																																																												
第二種住居地域	69.6	200 "	60 "																																																																																																																												
準住居地域	22.1	200 "	60 "																																																																																																																												
近隣商業地域	34.8	200 "	80 "																																																																																																																												
準工業地域	73.2	200 "	60 "																																																																																																																												
工業地域	16.6	200 "	60 "																																																																																																																												
合 計	451.5																																																																																																																														

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
用途地域の種類に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の用途地域については、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の用途地域については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	屋外広告物規制	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 県 香 川 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・張り紙 ・屋上広告 ・消火栓標識添加 ・バス停標識表示 ・電柱(巻付) ・電柱(添加) ・突き出し広告 ・壁面広告 ・野立(広告板) ・野立(広告塔) 	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築指導			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 町		問 題 点 ・ 課 題
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁()として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		・実施機関に差異がある。 ・香川町では、建築紛争調整委員を設置していない。 ・香川町では、狭あい道路拡幅整備(補助)及びその他建築に関する指導を実施していない。
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。		対 応 策
				高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		調 整 案
				高松市の制度に統一する。

特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。
人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
4 違法建築等の指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
5 道路の相談指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
6 特殊建築物等の防災指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
7 建築許可事務	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 ・後退した用地を市に寄附した場合は、後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用については全額を助成 ・後退部分の門、塀などの撤去については一部を助成	該当なし。
9 かけ地近接等危険住宅移転事業	(内容) かけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新たに建設・購入する経費に補助金を交付する。	高松市と同じ。
10 その他建築に関する指導	高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	開発指導	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 開発審査会の設置	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分不服のある者からの審査請求について、その採決を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 開発指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可の手引き等の規定に基づき、開発指導を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上	(実施機関) 香川県において、1,000㎡以上の開発については同様の業務を実施している。 なお、町内での開発については香川町の宅地造成事業に関する指導要綱に基づき、開発指導(事前協議)を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 1,000㎡未満で2戸以上 ・都市計画区域外 1ha以上
3 開発行為等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上の開発行為に対する開発許可制度 (許可基準) 最低敷地規模 用途地域 100㎡ 用途白地地域150㎡	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施 (許可基準) 最低敷地規模 都市計画区域 150㎡ 平成17年4月1日から開発許可事務(都市計画区域内の4.5ha未満)の権限委譲を県から受ける予定。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関に差異がある。 ・開発行為等の許可基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。 ただし、香川町の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	開発指導	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
4 優良宅地認定	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減を受けるための優良宅地の認定制度 〔平成15年度実績〕 0件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施(1000㎡以上) なお、1000㎡未満については、香川町において実施</p> <p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>〔平成15年度実績〕 0件 平成17年4月1日から優良宅地認定事務(1000㎡以上)の権限委譲を県から受ける予定。</p>
5 道路位置指定	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法上の道路として認める処分 平成15年度実績 13件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築物等検査	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 県 香 川 町
1 建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
2 工作物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
3 建築設備の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築物等検査	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
4 仮設建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消化施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	確認申請審査	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 県 香 川 町
1 建築確認申請 審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 工作物確認申 請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 建築設備確認 申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 関係法等に関 する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建設リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士 法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉の まちづくり条例、住宅金融公庫法等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機 関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都 市 開 発																																
分 類	都市公園等																																			
現 況																																				
項 目	高 松 市		香 川 町																																	
1 都市公園等の現況	都市公園	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">現 況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>96</td> <td>19.38</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>5</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>1</td> <td>3.52</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>2</td> <td>24.28</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>1</td> <td>2.06</td> </tr> <tr> <td>歴史公園</td> <td>1</td> <td>8.00</td> </tr> <tr> <td>墓 園</td> <td>1</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>9</td> <td>3.08</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>116</td> <td>77.60</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	現 況		公園数	面積 (ha)	街区公園	96	19.38	近隣公園	5	5.42	地区公園	1	3.52	総合公園	2	24.28	運動公園	1	2.06	歴史公園	1	8.00	墓 園	1	11.86	緑地・緑道	9	3.08	計	116	77.60	都市公園 該当なし。	問 題 点 ・ 課 題
	種 別	現 況																																		
公園数		面積 (ha)																																		
街区公園	96	19.38																																		
近隣公園	5	5.42																																		
地区公園	1	3.52																																		
総合公園	2	24.28																																		
運動公園	1	2.06																																		
歴史公園	1	8.00																																		
墓 園	1	11.86																																		
緑地・緑道	9	3.08																																		
計	116	77.60																																		
	その他公園 41箇所 6.67ha	その他公園 該当なし。																																		
2 維持管理	<p>街区公園等の除草・清掃等の日常の維持管理については、公園周辺の自治会や老人会などで組織された「公園愛護会」をお願いしている。</p> <p>また、規模の大きい地区公園や樹木管理については、シルバー人材センターや(財)高松市花と緑の協会へ委託している。</p>			対 応 策																																
3 占用料	<p>公園施設を設ける場合 その都度市長が定める額</p> <p>公園を占用する場合 使用面積1㎡につき 1日 44円</p> <p>行為をする場合 使用面積1㎡につき 1日 15円</p> <p>ただし、興行を行う場合は30円</p> <p>根拠：高松市都市公園条例</p>			調 整 案																																
				高松市の制度を適用する。																																

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-16 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	都市公園等			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 有料施設	<p>(玉藻公園) 入園料 普通 大人200円、小人100円 団体 大人140円、小人 70円 団体は20人以上 / 6歳未満は無料</p> <p>披雲閣使用料 ・営業目的 890円～9,140円 ・その他 440円～4,570円</p> <p>(仏生山公園) 体育館(アリーナ面積1,089㎡)</p> <p>・施設 バレーボール2面、バスケットボール2面、バド ミントン6面ほか</p> <p>・使用料金 専用使用 4,270円～307,210円 個人使用 一般100円、学生50円(1時間) 温水プール</p> <p>・施設 25mプール(7コース / 水深1.1m～1.3m) 補助プール(水深60cm)</p> <p>・使用料金 大人510円、中・高校生340円 小人(3歳未満除く)230円 *身体障害者が利用する場合は、無料</p> <p>集会室</p> <p>・施設 第1～第5集会室</p> <p>・使用料金 2,170円～6,480円 / 全日 ・冷暖房料 室料の1/2の額</p> <p>管理運営</p> <p>・体育館、温水プール (財)高松市スポーツ事業団</p> <p>・集会室 (財)高松市花と緑の協会</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都 市 開 発
分 類	ちびっこ広場			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 ちびっこ広場	<p>目的 土地所有者の好意により、空き地となり使用されていない土地を開放してもらい、子ども達が自由に遊べる場所として整備している。</p> <p>維持管理等 ・管理 地元広場管理者 ・土地賃借料 無料 ・固定資産税 免除</p> <p>箇所数 51箇所</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	緑化事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 街路緑化	市道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 五番町西宝線ほか57路線 5,804本 ・低木 天神前瓦町線ほか37路線 28,380m	該当なし。
2 民有地緑化	生垣設置助成事業 ・助成対象 新しく生垣を設置する宅地の所有者 ・助成要件 公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費(1m当り5,000円で算出)の3分の2以内 ・事業主体 (財)高松市花と緑の協会 環境保全緑化助成事業 ・助成対象 事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するもの ・助成要件 (高木)公衆用道路から樹木全体が見えること (低木)公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費の2分の1以内 既設ブロック取り壊し加算(上記、ともに適用) 1m当り2,500円 限度額(上記、ともに適用) 150,000円 上記の事業については、(財)高松市花と緑の協会に補助金を交付し、実施している。	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	花いっぱい推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 花壇管理	<p>地区花壇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 公園、出張所等74箇所 ・管理 各施設・地元で管理 <p>幹線道路等の花壇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 20箇所 ・面積 5,524㎡ ・管理 (財)高松市花と緑の協会 	該当なし。
2 フラワーサークル高松	<p>花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動するフラワーサークル高松を設立し、花と緑のまちづくりの主体組織となるよう支援している。</p> <p>会員数 92人</p> <p>活動</p> <p>フラワーフェスティバルへの参加、地区花壇への花の植え付け、高松駅前広場・花時計への花の植え付け</p>	該当なし。
3 花の香る町づくり推進事業	該当なし。	<p>町内小・中学校の花づくり運動に対し、補助金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 4校(小学校3、中学校1) ・助成金額 1校当り70,000円/年 ・管理 小・中学校で管理
4 ポケットパーク	<p>街路事業等の残地に整備したポケットパークの維持管理を行っている。</p> <p>設置状況</p> <p>16箇所 4,638㎡</p> <p>管理</p> <p>(財)高松市花と緑の協会</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	花いっぱい推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
5 フラワーフェスティバル	<p>(趣旨等) 市と市民が一体となって花いっぱいのまちづくりを推進している。 なお、平成14年度から交通安全フェアと共同で高松春のまつり「フラワーフェスティバル&交通安全フェア」として実施している。</p> <p>(主催) 高松市フラワーフェスティバル実行委員会</p> <p>(主管) 高松市、(財)高松市花と緑の協会</p> <p>(開催時期) 毎年5月3日～5日</p> <p>(開催場所) 高松市立中央公園</p> <p>(内容) ステージイベント(クイズ大会、コンサート等)、スタンプラリー、学校花壇コンクール、ガーデニング教室など</p> <p>(市負担金) 13,600千円(平成16年度実績)</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	緑の基本計画	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 緑の基本計画	<p>概要等 緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画の内容を併せ持つものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけでなく、都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い計画内容を含んでおり、都市緑化保全法に基づく法定計画として、平成14年3月に策定した。 本計画は、今後の高松市の緑の保全・創出に関わる様々な施策と、その目標及び方針を定めるものである。</p> <p>計画対象区域 都市計画区域内 ただし、都市計画区域外地域についても、区域内と同様に扱う。</p> <p>基本理念 みどりあふれる 人にやさしいまち 高松</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりをまもり、つたえる まちづくり ・みどりを活かせる まちづくり ・身近なみどりをつくり、育てる まちづくり ・みどりを育む仲間をふやす まちづくり 	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、緑の基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、香川町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-16 建設関係事業																																																					
分類	市・町道路等																																																					
現 況																																																						
項目	高 松 市			香 川 市 町																																																		
1 道路状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>31,732</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>236,181</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>1,578,472</td> <td>95,589</td> <td>94.3</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	31,732	0	100.0	県道	236,181	0	100.0	市道	1,578,472	95,589	94.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>9,607.0</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>26,351.0</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>104,481.4</td> <td>2,195.4</td> <td>97.94</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	9,607.0	0	100.0	県道	26,351.0	0	100.0	町道	104,481.4	2,195.4	97.94												
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																			
	舗装済	砂利道																																																				
国道	31,732	0	100.0																																																			
県道	236,181	0	100.0																																																			
市道	1,578,472	95,589	94.3																																																			
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																			
	舗装済	砂利道																																																				
国道	9,607.0	0	100.0																																																			
県道	26,351.0	0	100.0																																																			
町道	104,481.4	2,195.4	97.94																																																			
2 市・町道延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>246,996</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>1,212,791</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>105,507</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>108,767</td> </tr> </tbody> </table>			幅 員	実延長(m)	2.5m未満	246,996	2.5m以上 6.5m未満	1,212,791	6.5m以上 8.5m未満	105,507	8.5m以上	108,767	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>4,350.5</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 5.5m未満</td> <td>82,794.8</td> </tr> <tr> <td>5.5m以上 13.0m未満</td> <td>19,440.6</td> </tr> <tr> <td>13.0m以上</td> <td>87.9</td> </tr> </tbody> </table>			幅 員	実延長(m)	2.5m未満	4,350.5	2.5m以上 5.5m未満	82,794.8	5.5m以上 13.0m未満	19,440.6	13.0m以上	87.9																												
幅 員	実延長(m)																																																					
2.5m未満	246,996																																																					
2.5m以上 6.5m未満	1,212,791																																																					
6.5m以上 8.5m未満	105,507																																																					
8.5m以上	108,767																																																					
幅 員	実延長(m)																																																					
2.5m未満	4,350.5																																																					
2.5m以上 5.5m未満	82,794.8																																																					
5.5m以上 13.0m未満	19,440.6																																																					
13.0m以上	87.9																																																					
3 市・町・管理橋梁	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>22</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>4</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>1,031</td> <td>4,078</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>104</td> <td>3,246</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>9</td> <td>1,876</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満	22	64	15m以上100m未満	4	88	100m以上			永久橋	15m未満	1,031	4,078	15m以上100m未満	104	3,246	100m以上	9	1,876	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>63</td> <td>254.2</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>3</td> <td>116.1</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満			15m以上100m未満			100m以上			永久橋	15m未満	63	254.2	15m以上100m未満	3	116.1	100m以上		
区 分		橋数	延長(m)																																																			
非永久橋	15m未満	22	64																																																			
	15m以上100m未満	4	88																																																			
	100m以上																																																					
永久橋	15m未満	1,031	4,078																																																			
	15m以上100m未満	104	3,246																																																			
	100m以上	9	1,876																																																			
区 分		橋数	延長(m)																																																			
非永久橋	15m未満																																																					
	15m以上100m未満																																																					
	100m以上																																																					
永久橋	15m未満	63	254.2																																																			
	15m以上100m未満	3	116.1																																																			
	100m以上																																																					
4 認定基準	<p>市道認定基準要綱を定めている。 (認定する道路の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線が系統的で交通上重要な道路であること。 ・国・県道の廃止に伴い、その区間が市道として在置する必要があること。 ・起点及び終点が直接公道に連絡する道路であること。 ・重要な公共、公益施設と国・県道及び市町村道のいずれかに連絡する道路。 など 			<p>町道認定基準を定めている。 (認定する道路の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落相互を連絡する主要な道路であること。 ・隣接市町に連絡する主要な道路であること。 ・国道・県道・町道・集落・公益的施設を相互に連絡する主要な道路であること。 ・その他交通事情及び公的見地から町道に編入することが適当と認められる道路。 など 																																																		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題	認定基準に差異がある。
-------------	-------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 香川町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。
-------	--

調 整 案	高松市の制度に統一する。 香川町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。
-------	--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	道路維持管理	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水桝などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。 路面凍結防止剤を市内2箇所(公共の場所)へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。 路面凍結防止剤を町内3箇所の公共の場所へ置き、地区住民において対応している。
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級)について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	町道について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠等の清掃を地元等の通報により業者発注で実施している。 また、草刈について、町道の路肩部分で見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託等で実施している。
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
道路維持管理の方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	道路愛護団体	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 名称	たかまつマイロード	該当なし。
2 組織	(団体数) 19道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	
3 支援	たかまつマイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う傷害保険への加入費用を負担している。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	道路新設改良	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 新設改良	市の計画及び地元要望により、道路及び橋梁について計画的に実施している。	町の計画や地元要望により、道路及び橋梁について事業を実施している。
2 土地の買収単価	地元要望については、4m以上は300円/㎡ 5m以上は2,000円/㎡とし、時価買収は行わない。ただし、市の計画に基づくものはこの限りではない。	時価買収

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
土地の買収単価が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、香川町地域の継続中の事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、香川町地域の継続中の事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	急傾斜地崩壊対策事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	高松市と同じ。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	(指定区域数) 2地区 (指定区域面積) 2.81 ha
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 市 1/3 地元 0	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が2戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 20/30 町 4/30 地元 6/30

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
採択基準及び事業費負担区分に差異がある。

対 応 策
香川町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 なお、合併後において、高松市の制度の見直し等について検討するものとする。

調 整 案
香川町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づく県の水防計画に準じ香川町水防計画を作成し、それに準じ、洪水等による災害を警戒・防御し、被害を最小限に抑えるため関係諸機関と連携し、水防に必要な体制を整えとともに、適切な水防活動の実施を図る。
2 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者 高松市長 ・本部長 助役 ・水防本部員 関係各部長、課長、係長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 香川町長 ・副本部長 助役 ・指揮監 総務課長 ・指揮監付 各課長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	大雨、洪水等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	香川県知事より大雨もしくは洪水に関する警報の通知があったとき又は、町長が気象情報について検討し、必要と判断したときに設置する。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	高松市と同じ。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	防災行政無線及び広報車で周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の設置時期等が異なる。 ・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町住民への周知方法については、現行のとおりとする。 なお、水防計画については、香川町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町住民への周知方法については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業																								
分類	市・町営住宅																								
現 況																									
項目	高 松 市		香 川 市 町																						
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅 40団地 4,159戸 一般住宅 3,581戸 改良住宅 572戸 LSA住宅 2戸 特公賃住宅 - 応急簡易住宅 4戸		該当なし。																						
2 申込み資格	住所要件なし。																								
3 住宅使用料	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>3,581</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>572</td> <td>4,500</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>2</td> <td>47,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>4</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">公営住宅法等により定められている。</p> <p style="text-align: center;">家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <p>市町村立地係数 1.1 利便性係数 0.70 ~ 0.84</p>			種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	3,581	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	応急簡易住宅	4	1,000	1,000
種類	戸数	使用料(円/月)																							
		最高	最低																						
一般住宅	3,581	所得金額により異なる																							
改良住宅	572	4,500	1,900																						
LSA住宅	2	47,000	44,000																						
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																						

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業												
分類	市・町営住宅												
現 況													
項目	高 松 市		香 川 町										
4 駐車場使用料	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">区画数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> <tr> <td>一般住宅</td> <td>520</td> <td>6,000</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">条例施行規則で団地ごとに定めている。</p>			種類	区画数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	520	6,000	2,000
	種類	区画数	使用料(円/月)										
最高			最低										
一般住宅	520	6,000	2,000										
5 車庫証明用書類の発行手数料	350円												
6 督促手数料	100円												

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	特定優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 目的	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件</p> <p>1団地の住宅戸数が10戸以上であること。</p> <p>住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。</p> <p>入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。</p>	
3 補助の内容	共同施設等の整備に要する費用の2 / 3 家賃と入居者負担額との差額	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	高齢者向け優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 目的	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間の土地所有者や社会福祉法人などによる高齢者の身体機能に対応した設計・設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給に対し、建設費補助や家賃減額補助を行い、増大する高齢者単身や高齢者夫婦世帯等の居住の安定を図ることを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給戸数が5戸以上であること。 構造が耐火または準耐火であること。 住戸面積は1戸当たりの以下面積が、原則25㎡以上であること。 高齢者の身体機能に対応した設計・設備であること。 緊急時に対応したサービスの利用が可能なこと。 	
3 補助の内容	<p>建設費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の土地所有者による供給の場合 共同施設等の整備に要する費用の2 / 3 ・ 社会福祉法人等による供給の場合 住宅の建設費用の1 / 3 <p>家賃減額補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃と入居者負担額との差額 	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	85
下水道使用料について	86
受益者負担金について	87
水洗便所改造資金支援制度について	88
汚水ますの設置について	89
合併処理浄化槽設置に対する補助について	90
雨水利用について	91 ~ 92
排水設備設置助成について	93
(参考資料)下水道使用料比較表について	94

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業	
分類	公共下水道事業計画	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 計画概要	<p>事業名:高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区)</p> <p>{全体計画}</p> <p>・都市計画決定区域 3,241.2ha(全体3,348.2ha)</p> <p>・計画人口 164,230人(166,680人)</p> <p>{事業計画区域}</p> <p>・事業計画区域 3,241.2ha</p> <p>・計画人口 164,230人</p> <p>事業名:高松市流域関連公共下水道事業 流域下水道名:香東川流域下水道 (高松市の西部処理区)</p> <p>{全体計画}</p> <p>・都市計画決定区域 1,545.2ha(全体 2,124ha)</p> <p>・計画人口 75,770人(84,620人)</p> <p>{事業計画区域}</p> <p>・事業計画区域 1,500.2ha</p> <p>・計画人口 75,520人</p>	<p>該当なし。</p> <p>事業名:香川町流域関連公共下水道事業 流域下水道名:香東川流域下水道</p> <p>{全体計画}</p> <p>・都市計画決定区域 451.5ha(全体479ha)</p> <p>・計画人口 19,980人(21,300人)</p> <p>{事業計画区域}</p> <p>・事業計画区域 258.2ha</p> <p>・計画人口 11,260人</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
香川町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぐ。

調 整 案
香川町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業				部会名	土木		
分類	下水道使用料							
現 況								
項目	高 松 市			香 川 市 町				
1 使用料	単位:円			単位:円				
	種別	従量使用料		種別	基本使用料	従量使用料		
		単位	金額		汚水量	金額		
	一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810	一般汚水	10m ³ まで	1,000	汚水排除量が10m ³ を超え 30m ³ まで(1m ³ につき)	120
		汚水排除量が8m ³ を超え 13m ³ まで(1m ³ につき)	95				汚水排除量が30m ³ を超え 50m ³ まで(1m ³ につき)	140
		汚水排除量が13m ³ を超え 20m ³ まで(1m ³ につき)	100				汚水排除量50m ³ を越え 100m ³ まで(1m ³ につき)	160
		汚水排除量20m ³ を越え 50m ³ まで(1m ³ につき)	140				汚水排除量100m ³ を越える もの(1m ³ につき)	180
		汚水排除量50m ³ を越え 500m ³ まで(1m ³ につき)	175					
		汚水排除量500m ³ を越えるもの(1 m ³ につき)	205					
		湯屋業	1m ³ につき				35	公衆浴場汚水
	平均的使用料(18m ³ /月) 1,874円 平成19年度に見直しを行う。			平均的使用料(18m ³ /月) 2,050円				
2 徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月定例日検針 ・水道局に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 			高松市と同じ。				
3 納入期限・納入場所	(納入期限) 翌月15日 口座振替は翌月14日 (納入場所) 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、コンビニエンスストア			(納入期限) 当月末 口座振替は当月25日 (納入場所) 指定金融機関				
問 題 点 ・ 課 題								
使用料、納入期限・納入場所が異なる。								
対 応 策								
高松市の制度に統一する。								
調 整 案								
高松市の制度に統一する。								

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業	
分類	受益者負担金	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	高松市と同じ。
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に1㎡当り500円を乗じて得た金額 (ただし、100円未満の負担金額は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。	3年間の分割払で、年3期(8・11・2月)の9回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	高松市と同じ。
5 報奨金制度	納期前に納付した負担金×1/300×納期前月数の合計	納期前に納付した負担金×1/100×納期前月数の合計
6 減免基準	1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地	1 高松市と同じ。 2 高松市と同じ。 3 高松市と同じ。 4 土地等を提供した者、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地 5 その他町長が特に必要と認める土地

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金額、徴収方法、報奨金制度及び減免基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金支援制度	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 内容	(水洗便所改造資金貸付制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う。	(水洗便所改造資金融資あっせん等制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の融資あっせんを行うとともに、当該資金を融資した金融機関に対し利子補給を行う。
2 貸付・融資あっせん額	・汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 ・浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	改造工事1件につき10万円以上50万円まで
3 利率	無利子	高松市と同じ。
4 償還方法	貸付を受けた翌月から1か月当たり1万円の均等分割払い	融資を受けた翌月から、償還年限は3年以内

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容、貸付・融資あっせん額及び償還方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香川町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香川町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業									
分類	汚水ますの設置									
現 況										
項目	高 松 市	香 川 町								
1 汚水ます	<p>取付管と宅地内排水管の接続部である汚水ますは、定められた基準構造のものを、公道と敷地との境界に近接した敷地内に、使用者が設置する。</p> <p>名称：取付ます (下水道条例施行規則)</p>	<p>私有地内に生じる汚水を排除するための汚水ますは、道路境界より1m以内の私有地内に設置するものとし、設置個数は、住宅、店舗、工場、事務所にあっては1個、共同住宅にあっては1棟につき1個とし、工事費は町負担とする。</p> <p>ただし、2個以上のますの設置を希望する場合は、使用者の負担とし、その施工方法は、町の基準によるものとする。</p> <p>名称：公共汚水ます (公共下水道事業の公共汚水柵設置取扱基準) 汚水ますの数</p> <table border="0"> <tr> <td>事業計画区域(拡大認可含)</td> <td style="text-align: right;">3,883個</td> </tr> <tr> <td>H15年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">1,125個</td> </tr> <tr> <td>H16年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">1,225個</td> </tr> <tr> <td>合併時の未整備数</td> <td style="text-align: right;">2,658個</td> </tr> </table>	事業計画区域(拡大認可含)	3,883個	H15年度末 整備済み数	1,125個	H16年度末 整備済み数	1,225個	合併時の未整備数	2,658個
事業計画区域(拡大認可含)	3,883個									
H15年度末 整備済み数	1,125個									
H16年度末 整備済み数	1,225個									
合併時の未整備数	2,658個									

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
汚水ますの設置について、費用の負担区分に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業																							
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助																							
現 況																								
項目	高 松 市	香 川 町																						
1 合併処理浄化槽設置整備事業補助	<p>(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者</p> <p>(補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>445,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>514,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>648,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </table> <p>5~10人槽について市単独の上乗せがある。</p>	5人槽	445,000円	6~7人槽	514,000円	8~10人槽	648,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円	<p>(補助対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>354,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td rowspan="3">519,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td></td></tr> </table>	5人槽	354,000円	6~7人槽	411,000円	8~10人槽	519,000円	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	
	5人槽	445,000円																						
6~7人槽	514,000円																							
8~10人槽	648,000円																							
11~20人槽	981,000円																							
21~30人槽	1,668,000円																							
31~50人槽	2,238,000円																							
5人槽	354,000円																							
6~7人槽	411,000円																							
8~10人槽	519,000円																							
11~20人槽																								
21~30人槽																								
31~50人槽																								
	<p>なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、市税を滞納している者等については、次の補助限度額となる。</p> <p>(補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>354,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>519,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </table>	5人槽	354,000円	6~7人槽	411,000円	8~10人槽	519,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円	<p>該当なし。</p>										
5人槽	354,000円																							
6~7人槽	411,000円																							
8~10人槽	519,000円																							
11~20人槽	981,000円																							
21~30人槽	1,668,000円																							
31~50人槽	2,238,000円																							

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助限度額に差異がある。 ・高松市では、市税滞納者等に対して、異なる補助限度額を適用している。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業	
分類	雨水利用	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
2 雨水流出抑制 施設整備助成	<p>(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成</p> <p>(補助対象者) 個人・法人</p> <p>(助成額) ・小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) ・中・大規模施設 1m³につき4万円(上限100万円)。 ただし、有効貯留水量が25m³を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m³を超える部分について2万円/m³を加算(上限150万円)。</p>	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業																						
分類	排水設備設置助成																						
	現 況																						
項目	高 松 市	香 川 町																					
1 排水設備設置助成	該当なし。	<p>(内容) 全額自己負担で汲取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。</p> <p>(助成額) 汲取り便所を水洗便所に改造して公共下水道接続工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>10%以内</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後2年以内</td> <td>6%以内</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後3年以内</td> <td>3%以内</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>浄化槽を廃止して公共下水道接続工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>10%以内</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)</td> <td>10%以内</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	助成率	限度額	供用開始後1年以内	10%以内	5万円	供用開始後2年以内	6%以内	3万円	供用開始後3年以内	3%以内	2万円	区分	助成率	限度額	供用開始後1年以内	10%以内	5万円	供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)	10%以内	50万円
区分	助成率	限度額																					
供用開始後1年以内	10%以内	5万円																					
供用開始後2年以内	6%以内	3万円																					
供用開始後3年以内	3%以内	2万円																					
区分	助成率	限度額																					
供用開始後1年以内	10%以内	5万円																					
供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)	10%以内	50万円																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、排水設備設置費助成を実施していない。

対 応 策
排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

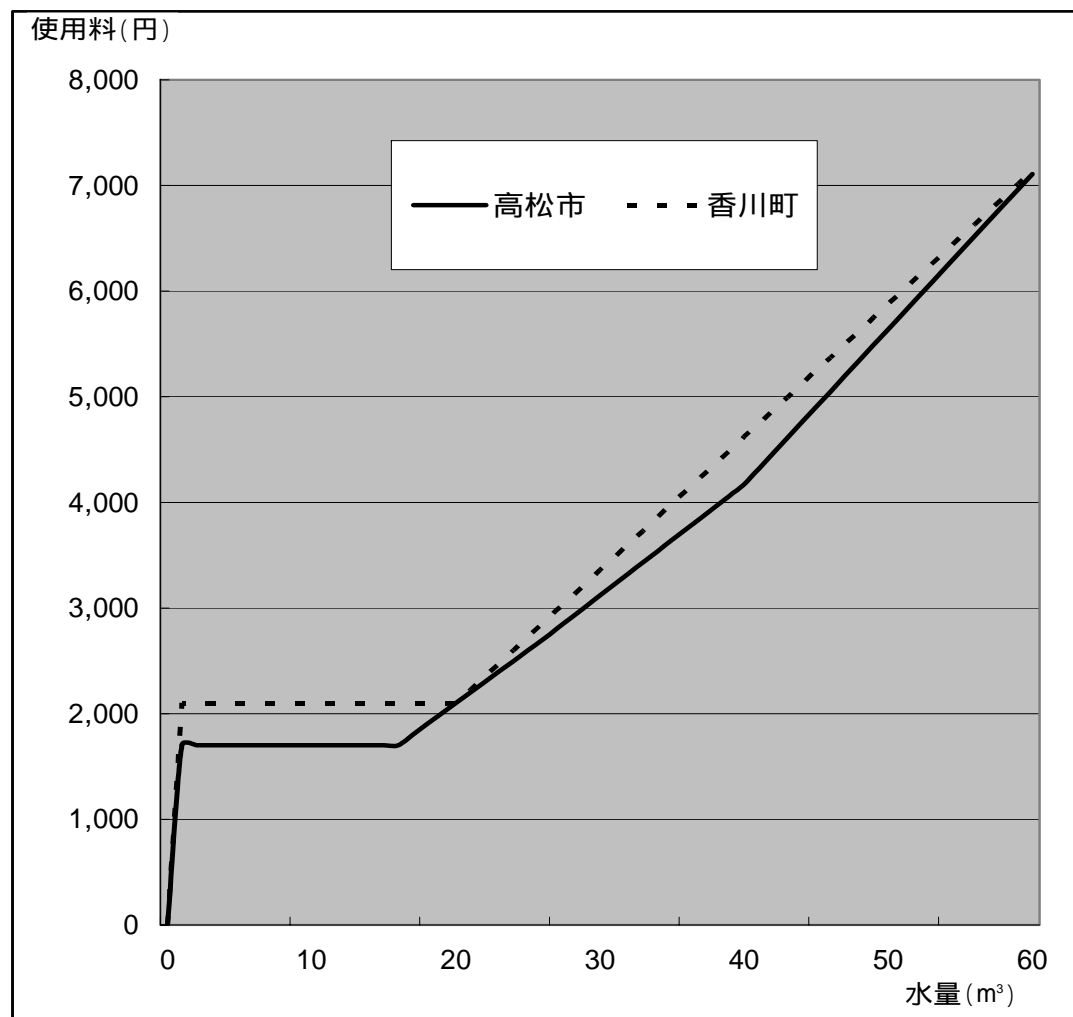
調 整 案
排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

(参考資料)

下水道使用料比較表

2か月分、税込み、単位：円

水量 (m ³)	高松市	香川町	水量 (m ³)	高松市	香川町
1	1,701	2,100	31	3,223	3,480
2	1,701	2,100	32	3,328	3,610
3	1,701	2,100	33	3,433	3,730
4	1,701	2,100	34	3,538	3,860
5	1,701	2,100	35	3,643	3,990
6	1,701	2,100	36	3,748	4,110
7	1,701	2,100	37	3,853	4,240
8	1,701	2,100	38	3,958	4,360
9	1,701	2,100	39	4,063	4,490
10	1,701	2,100	40	4,168	4,620
11	1,701	2,100	41	4,315	4,740
12	1,701	2,100	42	4,462	4,870
13	1,701	2,100	43	4,609	4,990
14	1,701	2,100	44	4,756	5,120
15	1,701	2,100	45	4,903	5,250
16	1,701	2,100	46	5,050	5,370
17	1,800	2,100	47	5,197	5,500
18	1,900	2,100	48	5,344	5,620
19	2,000	2,100	49	5,491	5,750
20	2,100	2,100	50	5,638	5,880
21	2,199	2,220	51	5,785	6,000
22	2,299	2,350	52	5,932	6,130
23	2,399	2,470	53	6,079	6,250
24	2,499	2,600	54	6,226	6,380
25	2,598	2,730	55	6,373	6,510
26	2,698	2,850	56	6,520	6,630
27	2,803	2,980	57	6,667	6,760
28	2,908	3,100	58	6,814	6,880
29	3,013	3,230	59	6,961	7,010
30	3,118	3,360	60	7,108	7,140



「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	96
子ども読書活動推進計画について	97
子どもの健全育成について	98 ~ 100
子ども会活動の促進について	101
P T A 活動の促進について	102
成人式について	103
青年活動の推進について	104
家庭教育等の推進について	105
成人教育の推進について	106
公民館について	107 ~ 109
生涯学習センターについて	110
スポーツ団体育成事業について	111 ~ 112
スポーツイベント等振興事業について	113
各種スポーツイベント事業について	114
体育指導委員について	115
学校体育施設開放推進事業について	116 ~ 117
体育施設管理運営について	118 ~ 119

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	生涯学習基本計画	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 生涯学習基本計画	<p>(概要等) 市民の学習意欲が高まる中、平成7年6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成15年8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成19年度</p> <p>(目標) 豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松</p> <p>(基本方針) ・生涯にわたる学習機会の充実 ・生涯学習における人づくり ・生涯学習における情報化 ・学びの場の充実と活用 ・生涯学習推進体制の強化</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、生涯学習基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、香川町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	子ども読書活動推進計画	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 子ども読書活動推進計画	<p>(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもたちの読書活動を推進するため、「高松市子ども読書活動推進委員会」を設置するとともに、「高松市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係施策事業の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>(計画期間) 平成16年度～平成20年度</p> <p>(基本方針) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取り組みの推進 社会的気運を醸成するための啓発・広報活動の推進</p> <p>(重点プロジェクト) ブックスタート ブックリストの作成 ボランティアの養成 一斉読書活動の推進 学校図書館図書整備 学校図書館情報システムの構築・活用 学校図書館指導員の配置 子ども読書まつり</p>	<p>(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもの読書活動を総合的に推進するため、「子ども読書活動推進計画」を策定している。</p> <p>(計画期間) 平成16年度～(終期は定めていない。)</p> <p>(基本方針) 高松市と同じ。</p> <p>(重点プロジェクト) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
計画の内容に差異がある。

対 応 策
合併後において、香川町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 子ども農園	<p>子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。</p> <p>(補助基準) 年額50円 / m²</p>	該当なし。
2 子ども外国語教室	<p>子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。</p> <p>・1教室 小学生20人程度 ・1講座6回 2公民館</p>	該当なし。
3 少年教育指導者養成事業	<p>・学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣している。</p> <p>・子ども会・育成会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。</p>	<p>・該当なし。</p> <p>・子ども会育成者を対象に、子ども会活動に必要な知識・技能を取得するための研修会を実施している。</p>
4 学校週5日制関連地域づくり	該当なし。	<p>学校週5日制に関連した地域づくりを推進するため、各校区地域づくり推進委員会に対し、地域づくり事業を委託実施する。</p> <p>委託費</p> <p>・小学校 3校区 600千円 ・中学校 1校区 100千円</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容等について、差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の学校週5日制関連地域づくり事業、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会及び卓球大会については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の学校週5日制関連地域づくり事業、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会及び卓球大会については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
5 新春子どもフェスティバル	親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している。 ・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など	該当なし。
6 フットベースボール大会	子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会を実施している。 ・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター	該当なし。
7 子ども会交流大会	該当なし。	子ども会会員の交流や異学年との共同生活、異世代とのふれあい活動を通して、自主性・協調性・助け合いなどを学ぶための事業として実施している。 ・開催時期 6月中旬の日曜日 ・開催場所 町内3小学校で順番で開催している。
8 わんぱく寺子屋	該当なし。	子ども会会員の交流や異学年との共同生活、異世代とのふれあい活動を通して、自主性・協調性・助け合いなどを学ぶための事業として実施している。 ・開催時期 7月(海の日頃) ・開催場所 東谷公民館

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
9 凧揚げ大会	該当なし。	<p>子ども会会員の交流や異学年との共同生活、異世代とのふれあい活動を通して、自主性・協調性・助け合いなどを学ぶための事業として実施している。</p> <p>・開催時期 12月上旬の日曜日 ・開催場所 町内3小学校で順番で開催している。</p>
10 卓球大会	該当なし。	<p>子ども会会員の交流や異学年との共同生活、異世代とのふれあい活動を通して、自主性・協調性・助け合いなどを学ぶための事業として実施している。</p> <p>・開催時期 3月上旬の日曜日 ・開催場所 香川町総合体育館</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	子ども会活動の促進	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 内容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 653子ども会 子ども会員数 14,953人 平成16年度実績 1,993千円 ・高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41 平成16年度実績 963千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・香川町子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 85子ども会 子ども会員数 1,048人 平成16年度実績 392千円 (うち360千円を校区子ども会へ助成) ・香川町校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 3

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象団体等に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・香川町子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への統合を促す。 ・香川町校区子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促す。 ・香川町地域の校区子ども会への補助については、合併年度の翌年度から4年度目においては、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の校区子ども会への補助については、合併年度の翌年度から4年度目においては、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	PTA活動の促進	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 内容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>高松市PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 小学校(市立41 国立1 直島1) 中学校(市立18 国立1 直島1) (ただし、男木は小中学校で1校) ・会員数 30,499人 平成16年度実績 2,000千円 <p>高松市立幼稚園PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園数 18園 ・会員数 2,182人 平成16年度実績 100千円 	<p>香川町PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 小学校(町立3) 中学校(町立1) 幼稚園(町立3) ・会員数 2,488人 平成16年度実績 200千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象団体に差異がある。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町PTA連絡協議会については、高松市PTA連絡協議会及び高松市立幼稚園PTA連絡協議会への統合を促す。</p>

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	成人式	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 8月15日
2 場所	高松市文化芸術ホール(平成16年度予定)	香川町総合体育館
3 対象者	<p>(対象者) 新成人(4/2～翌年4/1までに生まれた者) (案内方法) 市内在住者に対しては、封書により教育委員会から案内を行っている。 なお、市外在住者については、高松市ホームページにより周知を図っている。</p> <p>平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人</p>	<p>(対象者) 新成人(4/2～翌年4/1までに生まれた者) (案内方法) 町内在住者に対しては、葉書により教育委員会から案内を送っている。 なお、町外在住者については、広報「かがわ」、防災行政無線により保護者等を通じて周知を図っている。</p> <p>平成15年度対象者数 町内在住者 304人 町外在住者 27人 計 331人</p>
4 内容	記念式典を実施している。	高松市と同じ。
5 主催等	(主催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 成人式運営スタッフ(公募)	(主催) 香川町教育委員会 (企画・運営) 成人者より進行・運営スタッフを募集
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	社会教育課にて素案を作成し、新成人のスタッフと共に運営会議を持ち、協議して実施している。 イベントとしてフリータイムを設けて、その時間に小学校時代のタイムカプセルの開封等を行っている。
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	成人式参加者に記念品として図書カード、また、資料として献血・選挙・人権啓発等のパンフレットを渡している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施日等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	青年活動の推進	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。 平成16年度実績 225千円	該当なし。
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	該当なし。
3 青年寺子屋事業	青年自らが企画・運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広げ、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。 ・開設教室数 1教室	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 社会教育事業	
分類	家庭教育等の推進	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 家庭教育学級	<p>家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 ・市民グループ家庭教育学級 12学級 	該当なし。
2 家庭教育セミナー	<p>家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3コース 	該当なし。
3 父親のための家庭教育出前講座	<p>父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10講座 	該当なし。
4 就学時健診等を活用した子育て講座	<p>就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市立小学校 41校(年1回開催) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 町立小学校 3校(年1回開催)
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	<p>学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市立中学校 18校(年2回開催) 	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、家庭教育学級、家庭教育セミナー、父親のための家庭教育出前講座及び思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	成人教育の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 高齢者教室	<p>市内の地区老人クラブ等の申請により、地区公民館等で開設している。</p> <p>・41教室</p> <p>該当なし。</p>	<p>各地区公民館主催で、老人クラブを対象に毎月1回開催している。</p> <p>・4教室</p> <p>町主催で、各地区(4地区)の高齢者を対象に中央高齢者学級を開催している。(年4回開催)</p>
2 女性教室	<p>地区婦人会等や市民グループの申請により、地区公民館等で開設している。</p> <p>・地区女性教室 39教室</p> <p>・市民グループ女性教室 8教室</p> <p>該当なし。</p>	<p>地区婦人会等が地区公民館等で開設している。</p> <p>・地区婦人教室 4教室</p> <p>町主催で、女性を中心に食生活・住まい・病気予防等の研修会を行う中央短期大学を開催している。(年10回開催)</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>実施内容等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業											
分類	公民館											
現 況												
項目	高 松 市						香 川 町					
1 施設の概要	・地区公民館 41館						・公民館 5館(内分館 1館)					
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造
	1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F	1 大野	1528.00	609.61	RC2F
	2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F	2 浅野	1158.00	480.24	RC2F
	3 亀阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F	3 川東	272.00	402.29	RC2F
	4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F	4 東谷	581.63	336.80	RC2F
	5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F	5 北部分館	330.00	104.00	木造1F
	6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F	RC:鉄筋コンクリート			
	7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F				
	8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F				
	9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F				
	10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F				
	11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F				
	12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F				
	13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F				
	14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠居	843.16	522.20	RC2F				
	15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F				
	16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F				
	17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F				
	18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F				
	19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F				
	20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F				
	21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F								
	RC:鉄筋コンクリート S A L C:鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張											
	・管理公民館						・該当なし。					
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造								
	1 鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F								

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公民館の開館時間等に差異がある。

対 応 策
香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。

調 整 案
香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業		部会名	教育
分類	公民館			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前8時30分～午後10時 ・休館日 月曜日・国民の祝日に関する法律に規定する 休日の翌日・12月29日から翌年1月3日まで 		
3 公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各公民館のホールや会議室を貸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、生涯学習講座・地区婦人学級・地区老人大学・学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各公民館の会議室等を貸出している。 		
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業																																																			
分類	公民館																																																			
項目	現 況																																																			
	高 松 市	香 川 町																																																		
4 使用料	<p>・公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>正午から午後5 時まで</th> <th>午後5時から午 後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部屋名 小集会室 (40㎡未満)</td> <td>220円</td> <td>250円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)</td> <td>430円</td> <td>500円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>大ホール(150㎡ 以上)</td> <td>870円</td> <td>1,010円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>650円</td> <td>760円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房装置</td> <td colspan="3">その室の使用料の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は使用料を減免している。</p>	使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで	部屋名 小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール(150㎡ 以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			<p>・公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部屋名 会議室(洋)</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> <td>3,670円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>会議室(和)</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> <td>3,670円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>4,200円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房装置</td> <td colspan="4">その室料の使用料の40%を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>町、町の機関、公共団体、公益団体において使用する場合やその他、館長が特別な理由があると認めるときは使用料を減免している。</p>		区分	午前	午後	昼間	夜間	部屋名 会議室(洋)	1,570円	2,100円	3,670円	3,150円	会議室(和)	1,570円	2,100円	3,670円	3,150円	調理実習室	2,100円	2,100円	4,200円	3,150円	冷暖房装置	その室料の使用料の40%を加算			
使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで																																																	
部屋名 小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																	
中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																	
大ホール(150㎡ 以上)	870円	1,010円	1,520円																																																	
調理実習室	650円	760円	1,140円																																																	
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																			
区分	午前	午後	昼間	夜間																																																
部屋名 会議室(洋)	1,570円	2,100円	3,670円	3,150円																																																
会議室(和)	1,570円	2,100円	3,670円	3,150円																																																
調理実習室	2,100円	2,100円	4,200円	3,150円																																																
冷暖房装置	その室料の使用料の40%を加算																																																			

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 社会教育事業																															
分類	高松市生涯学習センター																															
現 況																																
項目	高 松 市	香 川 町																														
1 概要	(所在地) 高松市片原町11番地1(むうぶ片原町ビル内) (延床面積) 3,186.24㎡ (構造) 鉄骨鉄筋コンクリート造13階建ての1階から4階までの各階の一部 (施設) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>301㎡</td> <td>220人</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>224㎡</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>18畳</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>OA実習室</td> <td>91㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>90㎡</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>90㎡</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>66㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	定員	多目的ホール	301㎡	220人	大研修室	224㎡	90人	小研修室	84㎡	42人	和室	18畳	24人	OA実習室	91㎡	20人	実習室	90㎡	32人	音楽室	90㎡	16人	視聴覚室	84㎡	42人	市民ギャラリー	66㎡		該当なし。
施設名	面積	定員																														
多目的ホール	301㎡	220人																														
大研修室	224㎡	90人																														
小研修室	84㎡	42人																														
和室	18畳	24人																														
OA実習室	91㎡	20人																														
実習室	90㎡	32人																														
音楽室	90㎡	16人																														
視聴覚室	84㎡	42人																														
市民ギャラリー	66㎡																															
2 事業概要	高松市生涯学習カレッジ 高松市生涯学習推進事業 指導者・ボランティア養成事業																															
3 生涯学習情報システム	市民の学習活動を支援するため、人材・イベント・施設情報等の各種学習情報の提供、施設予約管理及び事業管理等の各種機能を持つ生涯学習情報システムを運営している。																															

部 会 名	教 育
問 題 点 ・ 課 題	
対 応 策	
調 整 案	
高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 体育協会	<p>(名称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金 @50千円×27団体 = 1,350千円 選手育成補助金 1,350千円</p>	<p>(名称) 香川町体育協会 (加盟団体) なし (活動内容) 町体育協会主催の各種スポーツ大会を開催し、また各種団体へ補助金を支出し、町民の体育向上と健全な体育の振興を図っている。 (補助金) 3,800千円 大会補助金 1,200千円 校区活動補助金 1,300千円 校区運動会補助金 1,300千円</p>
2 地区体育協会	<p>(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会・教室・講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金 @150千円×37団体 = 5,550千円 連絡協議会補助金 550千円</p>	<p>(名称) 香川町地区体育協会 (地区数) 町内5地区 (活動内容) スポーツ大会・教室を開催及び小学校と共催で町民運動会を開催し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 該当なし。 香川町体育協会より2,600千円 (1世帯当り307.22円で、各小学校区配分)</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、スポーツ少年団の補助に差異がある。 ・スポーツ少年団の登録料等に差異がある。 ・高松市スポーツ少年団では、日没後の練習を認めていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・香川町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・香川町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。 ・香川町地域のスポーツ少年団の新規登録受付窓口については、現行のとおりとする。 ・香川町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の観点から、日没後も認めることとする。

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 市 町
3 高松市体力つくり市民会議	<p>(名称) 高松市体力つくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツを推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @ 10千円 × 16団体 = 160千円</p>	該当なし。
4 スポーツ少年団	<p>(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157 団体 (人数) 3,627 人 (登録料) 指導者 1,500円(国700円、県300円、市500円) 団員 700円(国300円、県200円、市200円)</p> <p>(受付窓口) 高松市市民スポーツ課 (専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフトボール・バドミントン・その他種目(7専門委員会) (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流事業補助金 100千円 各スポーツ少年団が交互に訪問、受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会事業負担金 61千円</p>	<p>(名称) 香川町スポーツ少年団 (登録数) 16団体 (人数) 638 人 (登録料) 指導者 1,200円(国700円、県300円、町200円) 団員 600円(国300円、県200円、町100円)</p> <p>(受付窓口) 香川町社会教育課 (部会) 野球・バレーボール・剣道・サッカー・テニス・柔道 ハンドボール・空手道・ミニバスケットボールの部会 (活動内容) 種目別交流大会の開催や、指導者の研修会、スポーツ少年団フェスティバル等を開催している。 (練習時間帯) 特に制限なし。 (補助金) 1,000千円</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	スポーツイベント等振興事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 市・町民スポーツ大会	<p>(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容) ・小学校区対抗競技大会(校区别) リレー競技 ゲートボール競技 ボウリング競技 卓球競技 バレーボール競技 ソフトボール競技 バドミントン競技 インディアカ競技 ・屋島一周クオーターマラソン 広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トリムの祭典」 フリー参加型スポーツイベント (運営) 高松市民スポーツフェスティバル実行委員会 概要 企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び 団体との連絡調整等 (主管団体) 高松市体育協会 高松市地区体育協会 体力づくり市民会議 高松市体育指導委員連絡協議会</p>	<p>(名称) 町民運動会 (開催時期) 秋 (内容) 地区ごとに決定 (運営) 各地区体育協会と小学校との共催 (主管団体) 香川町体育協会</p>
2 地区運動会	<p>(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等 地区ごとに名称が異なる。 (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定 (運営) 各地区体育協会主催 各地区体育協会と小学校との共催</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・市・町民スポーツ大会の内容等に差異がある。 ・香川町では、地区運動会を開催していない。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一する。 ・香川町の町民運動会は、高松市の地区運動会として、取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	各種スポーツイベント事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 主催、共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(琴平・塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・郡市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会 (ソフトバレーボール大会・グラウンドゴルフ大会・インディアカ大会・健脚大会・ハンドボール大会・小学校水泳記録会・小学校駅伝大会など)(1,025千円) ・スポーツ教室 (ソフトバレーボール教室・グラウンドゴルフ教室・インディアカ教室・ベタンク教室・テニス教室・水泳教室・親子ニュースポーツ体験教室など)(1,872千円) ・体力運動能力調査(21千円) ・健脚大会(香川・塩江)(115千円)
2 後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルかがわ健康マラソン大会 ・郡市対抗源平駅伝競走大会
3 その他 (補助金支出のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・国体参加補助(1人当り10千円) ・郡市対抗源平駅伝競走大会参加補助(1人当り7千円) ・内場池野球大会(2年に1回開催)(50千円)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町で、類似のイベントがある。 ・香川町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が香川町地域に限られるものがある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・両市町の類似イベントについては、統合する。 ・香川町のスポーツイベントについては、香川町の地区体育協会が自主運営するものとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	体育指導委員	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 構成	<p>(委員) 学識経験を有する者と、41小学校区から推薦された男女各1名(定員 95名以内:) 2名×41校区+学識9名=91名</p> <p>(任期) 2年(平成16年4月1日～平成18年3月31日)</p>	<p>(委員) 委員長1名、副委員長1名、委員20名で構成</p> <p>(任期) 高松市と同じ。</p>
2 活動内容	<p>(定例会) 毎月1回(第3木曜日)</p> <p>(研修会) 年2～3回開催</p> <p>(主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式(運営) ・トリムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江)、郡市対抗源平駅伝競走大会(立哨)</p>	<p>(定例会) 2か月に1回</p> <p>(研修会) 高松市と同じ。</p> <p>(主管、協力事業等) ・各種スポーツ教室の運営 ・各種スポーツ大会の運営 ・健脚大会(町内、塩江)</p>
3 報酬	6,600円/人×出席回数	<p>・年間報酬37,500円/人 ・2,000円/人×出席回数</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>体育指導委員の構成、活動内容及び報酬に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一する。 ・香川町地域の委員については、3小学校区から推薦された男女1名ずつとする。 ・委員定数については、合併時までに見直しを行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	高 香 川 市 町
1 開放施設(学校)の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 体育館41、運動場41(夜間照明設置37) ・中学校 体育館5、運動場6(夜間照明設置6、内1校は小学校の代替) ・高等学校 運動場1(夜間照明設置1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 体育館3、運動場3(夜間照明施設3) ・中学校 体育館1
2 管理運営方法	<p>小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。</p>	<p>教育委員会社会教育課で管理運営している。(運動場夜間照明施設については、管理人を委嘱している。)</p>
3 使用の申請方法	<p>小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。</p>	<p>教育委員会社会教育課に申込申請する。</p>
4 補助金	<p>中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。 小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額270千円の補助金を支出している。</p>	<p>該当なし。</p>
5 管理謝金	<p>小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算</p>	<p>小学校運動場夜間照明施設については、管理人に報酬を支出している。 1人/月 30千円～35千円</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、使用料及び開放時間等に差異がある。 ・管理謝金に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の開放学校体育施設及び開放時間は、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
6 使用料	小学校 無料 中学校 電気代相当分として、体育館(半面800円、全面1,600円)、運動場2,000円～4,000円	小学校(体育館) 1時間につき半面260円、全面520円 小学校(運動場) ナイター 1回3時間 5,250円 中学校(体育館) 1時間につき半面260円、全面520円
7 開放時間	小学校 平日 19時～21時 土曜日 13時～21時 日・祝日 9時～21時 中学校(夜間開放のみ) 19時～21時	小学校(体育館) 平日 17時～22時 土・日・祝 6時～22時 " (運動場) 平日 18時～21時(大野小) 18時30分～21時30分(他2校) 土・日・祝 6時～21時(大野小) 6時～21時30分(他2校) 中学校(体育館) 17時～22時

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(ア-ナ面積 4,474.24㎡) 利用時間:8:30~22:00 使用料:10,160円~777,530円(第1競技場) ・亀水運動センター(体育館ア-ナ面積 768㎡) 利用時間:9:00~21:00 使用料:2,790円~264,130円 ・西部運動センター(体育館ア-ナ面積 1,484㎡) 利用時間:9:00~21:00 使用料:6,100円~437,920円 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(ア-ナ面積 1,620㎡) 利用時間:9:00~22:00 使用料:3,000円~234,000円 町外2割増し 主催事業に減免措置をしている。 ・町民体育館(ア-ナ面積 497㎡) 利用時間:6:00~22:00 使用料:1時間250円(税別) 町外倍額 主催事業、スポーツ少年団、中学校の部活動、 体育協会、PTAに対して、減免措置をしている。
2 競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨット競技場 艇庫7棟(ディンギー58艇) 艇置場(ディンギー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン 	該当なし。
3 庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 利用時間:8:30~21:00 使用料:1時間 一般340円 学生230円 夜間照明使用料 1面あたり 110円 ・亀岡庭球場 クレーコート4面 ・仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 ・亀水運動センター庭球場 砂入り人工芝コート8面 	<ul style="list-style-type: none"> ・香川町テニスコート 砂入人工芝コート3面(夜間照明施設2面) 利用時間:6:00~21:30 使用料:1人1回 昼間100円 夜間200円(照明料込み、税別) 町外倍額 スポーツ少年団、中学校の部活動、体育協会に 対して、減免措置をしている。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、利用時間及び使用料等に差異がある。 ・香川町では、中学校の部活動、スポーツ少年団等が体育施設を使用する場合、減免措置をしている。 ・香川町の体育施設の管理運営は、教育委員会が直営で行っている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香川町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 ・減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香川町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 ・減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
4 グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・南部運動場 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) ・亀水運動センター グラウンド(野球場)両翼85m 中堅112m ・西部運動センター 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 利用時間: 9:00 ~ 17:00 (6 ~ 8月は午後7時まで) 使用料: 1時間につき1,270円 ~ 1520円	<ul style="list-style-type: none"> ・香東川大野河川敷運動場 野球場3面、自由広場1面、サッカー場1面、ホッケー場1面、ハンドボールコート2面、多目的広場1面 利用時間: 日の出 ~ 日没 使用料: 無料 (消耗品使用の場合、1面3時間以内500円)
5 プール	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プール 流水、少年プール 1,022m 水深1m 幼児プール 256.26㎡ 水深0.3m ・福岡町プール 温水プール(25m × 6コース) 補助プール、採暖プール ・亀水運動センタープール 25m × 8 コース 身体障害者およびその介護者がプールを個人使用する場合は、無料 	該当なし。
6 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団へ委託	香川町教育委員会

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	121
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	122
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	123
文 化 奨 励 賞 に つ い て	124
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	125
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	126
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	127
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	128 ~ 130
歴 史 資 料 整 備 事 業 に つ い て	131
文 化 教 育 等 普 及 事 業 に つ い て	132
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	133
図 書 館 事 業 に つ い て	134
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	135 ~ 136
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	137
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	138 ~ 139
美 術 館 運 営 事 業 に つ い て	140 ~ 141
美 術 館 施 設 使 用 料 等 に つ い て	142
美 術 館 協 議 会 等 に つ い て	143

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	指定文化財	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 文化財保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 8人(定数:10人以内) ・報酬 6,600円 ・任期 2年(平成18年5月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 香川町文化財保護審議会 ・委員数 5人(定数:6人以内) ・報酬 3,900円 ・任期 2年(平成18年3月31日まで)
2 現況	高松市指定文化財 34件(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件 	香川町指定文化財 5件(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 1件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 2件 ・天然記念物 該当なし。
3 文化財保存等事業補助	文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。 23団体 8,471千円(平成15年度実績)	高松市と同じ。 3団体 3,000千円(平成15年度実績) (ひょうげまつり、祇園座など)
4 文化財の指定	文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。 審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の委員数及び報酬等に差異がある。 ・文化財保存等事業補助の補助金額に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・香川町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。 ・香川町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぎ、合併後も育成・支援を図ることとするが、指定に当たっては香川町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。 ・香川町の文化財保存等事業に係る補助については、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の文化財保存等事業に係る補助については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	埋蔵文化財調査事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 埋蔵文化財調査	<p>(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。</p> <p>(発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。</p>	<p>(試掘調査) 高松市と同じ。</p> <p>(発掘調査) 高松市と同じ。</p> <p>県文化行政課職員の指導の下、調査を行っている。</p>
2 出土品整理・保管	発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。	過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、町教委事務局等で保管しているが、パソコンによるデータ管理は行っていない。
3 埋蔵文化財包蔵地	昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。 (現在の包蔵地数は約860か所、年間300件余の包蔵地照会に対応)	高松市と同じ。 (現在の包蔵地数は40か所)
4 埋蔵文化財不時発見対応	土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。 (年間1件程度)	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
出土品の整理・保管方法に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・香川町で所有している出土品については高松市に引き継ぐものとする。 ・出土品のデータ管理方法が異なっていることから、全市的に統一したデータ管理ができるよう、早急に香川町地域の出土品のデータ化を進める。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	文化財学習事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 学習会等	<p>【ふるさと探訪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月1回(日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 <p>【親子文化財教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年2回開催 <p>【知って貰おう高松講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年2回開催 	<p>【ふるさと歴史探訪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民対象 ・月に1回(土曜日)開催 ・公民館講座として実施
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年8月に1週間市庁舎1階市民ホールで開催	該当なし。
3 埋蔵文化財出前講座	<p>(内容)</p> <p>発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演</p> <p>(開催時期)</p> <p>希望により随時開催</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・学習会等の内容に差異がある。 ・香川町では、埋蔵文化財展及び埋蔵文化財出前講座を実施していない。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の「ふるさと歴史探訪」については、現行のとおり実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の「ふるさと歴史探訪」については、現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	文化奨励賞	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則11月1日に開催)	
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(定数:10人以内) (任期) 1年 (報酬) 6,600円	
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化祭開催事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 町		
1 市・町民文化祭	<p>(名称) 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」</p> <p>(開催時期) 6月中・下旬から7月上旬にかけての2～3週間</p> <p>(内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭 等</p> <p>(運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会 【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動 等 【委員数】 17 名 (運営補助) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445 千円(平成15年度実績)</p>	<p>(名称) 香川町文化祭「ふるさと香川フェスティバル」</p> <p>(開催時期) 11月上旬の金・土・日</p> <p>(内容) 作品展示、歌舞伎・民踊、吹奏楽等の公演、カラオケ・芝オケ発表会、ひょうげ祭り写真展、物産コーナー、菊まつり 等</p> <p>(運営委員会) 【組織】 教育委員会が主管で実施 【概要】 高松市と同じ。 【委員数】 なし(教育委員会が主管のため) (事業費) 香川町教育委員会により予算措置をしている。 1,775 千円(平成15年度実績)</p>	問題点・課題	開催時期、内容、運営方法及び補助金等に差異がある。
			対応策	<p>・香川町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。</p> <p>・大野公民館まつりは、現行のとおり実施するものとする。</p>
2 地区文化祭	<p>(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施</p> <p>(開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる)</p> <p>(運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。</p>	<p>(開催場所) 大野公民館(大野公民館まつり)</p> <p>(開催期間) 1月中旬</p> <p>(運営補助) 該当なし。(教育委員会が主催:公民館事業)</p>	調整案	高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	文化芸術活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 デリバリー(出前)アーツ	<p>(概要) 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業</p> <p>(対象) 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民</p> <p>(内容) 毎年、5メニューを実施</p>	高松市と同じ。
2 学校巡回教室	<p>【芸術教室】</p> <p>(対象) 市内の小中学校の児童生徒</p> <p>(内容) 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優良な芸術を鑑賞する機会を提供</p> <p>【能楽教室】</p> <p>(対象) 市内の小中学校の児童生徒</p> <p>(内容) 能・狂言・お囃子の生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供</p>	該当なし。
3 市・町民大学	<p>(名称) 秋季市民大学</p> <p>(内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。</p> <p>(開催時期) 9月</p>	<p>(名称) 町民大学</p> <p>(内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、毎秋1回開催している。</p> <p>(開催時期) 11月</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香川町では、学校巡回教室を実施していない。</p> <p>・市・町民大学の開催時期等に差異がある。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 文化協会活動補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。</p> <p>(平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	<p>(名称) 香川町文化協会</p> <p>(組織) 部門別協会はなく、3団体と49グループにより構成されている。</p> <p>(平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 直島町文化協会との交流事業に対して行っている。</p>
2 文化団体事業補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、町長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 高松市と同じ。</p>
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助内容) 補助対象経費の1/3 上限額50万円</p> <p>(補助団体) 32団体(平成15年度実績)</p> <p>(補助額) 5,780千円(平成15年度実績)</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町の文化協会の組織等に差異がある。</p> <p>・香川町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一する。</p> <p>・香川町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。</p> <p>・香川町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時まで調整する。</p> <p>・香川町地域における文化団体事業補助については、高松市の芸術文化活動事業補助の対象事業として取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町文化協会に対する補助については、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 名称	高松市歴史資料館	該当なし。
2 運営協議会等	<p>1 運営協議会 (名称) 高松市歴史資料館運営協議会 (委員数) 7人(学識経験者、関係団体役員、公募委員)</p> <p>(任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画・運営について意見を得ている。</p> <p>2 資料収集調査委員会 (名称) 高松市資料収集調査委員会 (委員数) 6人(学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、購入資料価格200万円を超えるもの及び特に評価の高い資料の寄託・寄贈の受け入れについては、資料収集調査委員会に諮り、答申を得た資料を取得している。</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
3 施設概要等	<p>(目的) 高松市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p> <p>(管理施設等) 資料保管倉庫</p>	
4 開館日・開館時間等	<p>(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ただし、特別展開催期間中の金曜日(祝日を除く)は、9:00～19:00</p> <p>(休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年未年始(12月29日から1月3日)</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
5 展示内容	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 高松の歩みを分かりやすく展示 ・学習室 高松の歴史を映像等で学べるよう展示 ・高松市収蔵品情報システム ・Q & A ・ビデオライブラリー等 <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土色豊かな展示内容で、年3回の特別展を開催 <p>(その他の展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品展 年1回、館の収蔵品を紹介する収蔵品展を開催 ・ロビー展 歴史資料館のエントランスホールにおいて、資料の展示・公開を行うロビー展を随時開催 	
6 観覧料等	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額 <p>(減免対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	歴史資料整備事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 資料調査業務等	<p>(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集及び調査・分類整理</p> <p>(記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映</p> <p>(保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫および円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施</p>	<p>(調査業務) 該当なし。</p> <p>(記録) 該当なし。</p> <p>(保存・管理) 該当なし。</p>
2 寄託・寄贈	受入後、写真撮影・採寸・図面・カード作成等を行い収蔵庫で保管	寄贈を受けた民俗資料等については、台帳整理を行い旧東谷幼稚園で保管している。
3 資料の周知・公開	・ロビー展・収蔵品展・高松市収蔵品情報システム等で公開 ・歴史資料館年報等で周知	該当なし。
4 資料購入	高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている。 (購入価格に応じて専門有職者の関係評価)	該当なし。
5 収蔵品情報システム	歴史資料館、美術館、市民文化センター(平和記念室・昆虫展示室)、菊池寛記念館、文化振興課(埋蔵文化財関係)の所蔵する資料情報を一元管理し、インターネット上で公開している。	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
歴史資料の保管方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	文化教育等普及事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 サンクリスタル学習	歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習を開催 (内容) 三館の施設・資料を利用した学習の実施 送迎の実施等	該当なし。
2 歴史資料館講座	市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催。 【古文書講座】 ・内容.....実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数.....年7回 【歴史資料館講座】 ・内容.....特別展に関する講座や各種講座の実施 ・開催回数.....年5回程度 【夏休みに郷土高松の歴史を探ろう】 ・内容.....夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数.....夏休期間中・1回(5日間開催) 【小学生の郷土史学習講座】 ・内容.....土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数.....土曜日開催・1回(4日間開催)	該当なし。
3 文化講演会事業	図書館本館等の市内文化施設において、各種の文化講演会を開催している。	町と香川町スポーツ文化振興会との共催で講演会を開催している。(中央で活躍する著名人を招聘) 香川町スポーツ文化振興会とは、香川町総合体育館を核として、住民相互の融和と親睦を図るため、住民総参加によるスポーツと文化の向上に寄与することを目的とするものである。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・香川町では、サンクリスタル学習及び歴史資料館講座を実施していない。 ・文化講演会事業に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 香川町の文化講演会については、高松市文化芸術財団の行う事業の中での実施を検討する。 なお、香川町スポーツ文化振興会は、合併時に廃止する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	図書館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1(サンクリスタル高松内) ・分館 1(市民文化センター内) ・分室 40(地区公民館内) ・移動図書館車 2台 	公民館図書室 4
2 資料整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本・紙芝居等44,692冊・点) ・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本・紙芝居等26,220冊・点) ・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本・紙芝居等20,639点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大野公民館 2,130冊 ・浅野公民館 1,620冊 ・川東公民館 1,255冊 ・東谷公民館 178冊
3 貸出・返却	<p>(貸出) 図書館の利用者カードの発行、管理 図書15冊 AV資料5点 15日間</p> <p>(返却) 図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却</p>	<p>(貸出) 貸出台帳に記録 図書5冊 2週間</p> <p>(返却) 公民館の開館時間内に、公民館図書室へ返却</p>
4 レファレンス	調べものに関する相談や図書を探す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

香川町では、公民館図書室で図書等の貸し出しを行っている。

対 応 策

高松市の制度に統一する。
香川町の公民館図書室については、高松市の図書館分室として取り扱うものとする。

調 整 案

高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	図書館事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 ブックスタート事業	<p>(内容) 4か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。</p> <p>(実施場所) 4か月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕</p> <p>(配布冊数) 2冊/人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(実施場所) 4か月児乳児健診会場 〔香川町保健福祉総合センター〕</p> <p>(配布冊数) 高松市と同じ。</p>
2 児童行事	<p>(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。</p> <p>(開催時期) 週に1回程度</p> <p>(開催場所) 図書館本館</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(開催時期) 随時</p> <p>(開催場所) 公民館等</p>
3 移動図書館の巡回	<p>移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回</p>	<p>県立図書館の巡回文庫により、公民館図書室で実施。(町単独では実施していない。) また、県立図書館の貸出資料の返却受付を公民館図書室で行っている。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、香川町では、県立図書館の巡回文庫を利用している。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香川町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、巡回箇所については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。		
2 主催事業	子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと、夏休み期間、4日連続で16コース開催 文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施 プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用 ・土曜日、夏休みの期間 1日3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日2回 ・平日(火～金曜日) 1日1回 視聴覚 ・映写機操作技術講習会等を開催 ・館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催 科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示			
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
	<p>昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。</p> <p>展示事業 天体写真展及びこども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。</p>			
3 併設施設	<p>(施設名) 平和記念室</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和記念品室常設展示 ・戦争遺品等収集 ・戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 ・写真、パネル展示 ・平和祈念映画等上映 		対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	菊池寛記念館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 施設	<p>(名称) 菊池寛記念館</p> <p>(概要)</p> <p>【サンクリスタル高松 3階】</p> <p>高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。</p>	該当なし。
2 事業	<p>(常設展)</p> <p>菊池寛の生涯と業績をグラフィック・解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生涯稿・著書等を展示</p> <p>菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。</p> <p>「芥川賞」、「直木賞」、「菊池寛賞」、「菊池寛ドラマ賞」、「香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介</p> <p>菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設</p> <p>(特別展)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文学展 年1回開催 ・コレクション展 例年2～3月開催 <p>(文芸講座)</p> <p>毎月1回開催</p> <p>(文学探訪)</p> <p>年2回開催</p> <p>(朗読劇)</p> <p>児童・生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催</p> <p>(菊池寛顕彰事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川菊池寛賞 ・菊池寛ジュニア賞 	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 川 町		
1 施設	(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称:サンポートホール高松) (概要) 大ホール(1,500席)、第1小ホール(312席)、 第2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日	該当なし。	問 題 点 ・ 課 題	
2 事業	(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり。 1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理		対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 川 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務【委託事業】 サポートホール高松開館記念事業 1)サポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業、 施設開放事業、関連文化事業 2)サポートホール高松開館記念式典 鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 理事会等運営業務 事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業【委託事業】 (1)文化施設等管理運営業務 市施設管理運営業務 サポートホール高松 広域施設管理運営業務 広域交流センター		対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	美術館運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 美術館名	高松市美術館	該当なし。
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	
3 開館日・開館時間等	<p>(1) 開館日・開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火～金曜日 9:30～19:00 ・土・日・祝日 9:30～17:00 ・講堂 9:00～21:00 ・講座室 9:00～17:00 <p>(2) 休館日・月曜日</p> <p style="padding-left: 20px;">その日が祝日にあたるときは、その日 後において最も近い休日でない日</p> <p style="padding-left: 20px;">・年未年始(12月29日～1月3日)</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	美術館運営事業			
	現況			
項目	高松市	香川県	問題点・課題	
4 観覧料	<p>(1) 常設展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円 (160円) ・高・大生 150円 (120円) ()内の額は, 団体(20人以上)の額 <p>(2) 特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3) 観覧料減免対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のもの ・身体等障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 			
5 常設展示	<p>(1) 展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている。 美術品等取得方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後日本の現代美術(洋画, 彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工, 金工等) <p>(2) 展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術</p>		対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		
分類	美術館施設使用料等		
現 況			
項目	高 松 市		香 川 市 町
1 展示室	(1) 一般展示室 1日 32,400 円 (2) 企画展示室 1日 37,980 円 (3) 市民ギャラリー 1日 8,260 円		該当なし。
2 講堂・ホール等	(1) 講堂 午前 (9:00 ~ 12:00) 8,760 円 午後 (13:00 ~ 17:00) 12,450 円 夜間 (18:00 ~ 21:00) 12,450 円 午前・午後 (9:00 ~ 17:00) 21,210 円 午後・夜間 (13:00 ~ 21:00) 24,900 円 全日 (9:00 ~ 21:00) 30,360 円 (2) 講座室 1,710円 ~ 4,620円 (3) 割増使用料 ・ 営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする。 ・ 申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・ 冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする。 (4) 陶芸館 なし		
3 作品等撮影許可手数料	・ 学術研究目的 1点 500 円/回 ・ 出版目的 1点 5,080 円/回		

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	美術館協議会等	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 美術館協議会	(1) 委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2) 選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3) 報酬 6,700円 (4) 任期 2年 (平成15年7月1日～17年6月30日)	該当なし。
2 美術品等の取得	(1) 美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り、答申を得た作品を毎年度取得 (2) 美術品等取得基金 該当なし (3) 美術品等取得調査委員会 委員数 8人(学識経験者等) 報酬 6,700円 任期 2年 (平成14年7月1日～16年6月30日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第53～55号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第53号)女性政策について	145～148
(協議第54号)契約制度について	149～151
(協議第55号)葬斎関係事業について	152～156

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画啓発事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画プランの推進	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1)交付金 300千円 (2)コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	女性センター事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業（男女の自立と社会参画の促進のための学習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業（ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふぁい」の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業（女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 女性団体への支援	自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。 平成15年度 600千円	自主的に組織した女性団体(地区婦人会4団体)である香川町婦人会に対し、団体相互の交流と活性化を図るため、活動支援として補助金を交付している。 平成15年度 200千円

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(契約制度)										
分類	物品等に係る入札・契約制度										
	現 況										
項目	高 松 市	香 川 町									
1 入札参加資格 受付関係	<p>(1)業者数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">市内業者</td> <td style="text-align: center;">市外業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物品(印刷含む)</td> <td style="text-align: center;">849</td> <td style="text-align: center;">291</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委託業務</td> <td style="text-align: center;">355</td> <td style="text-align: center;">268</td> </tr> </table> <p>(2)有効期間 平成15年6月1日～平成17年5月31日(2年間)</p> <p>(3)追加受付事務 4月受付...6月から有効 7月受付...9月から有効 10月受付...12月から有効 中間年時点で追加受付(監理課と同時期実施) 1月末～2月初旬受付 6月から有効</p> <p>(4)定期受付事務 平成17年1月頃受付 6月から有効</p>	区 分	市内業者	市外業者	物品(印刷含む)	849	291	委託業務	355	268	該当なし。
区 分	市内業者	市外業者									
物品(印刷含む)	849	291									
委託業務	355	268									
2 発注方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当課 管財課 (各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 随意契約(上記以外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当課 各課発注 ・入札方法 指名競争入札 (物品50万円超～、印刷130万円超～) 随意契約(上記以外) 									
3 入札・契約制度	<p>(1)予定価格の公表 公表は行っていない。</p> <p>(2)議会の議決案件(予定価格3,000万円以上) 3案件(平成15年度)</p>	<p>(1)予定価格の公表 公表は行っていない。</p> <p>(2)議会の議決案件(予定価格700万円以上) 該当なし。(平成15年度)</p>									
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品、その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。	該当なし。									

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・香川町では、物品の入札参加資格受付の制度がない。 ・発注方法等、入札・契約制度に差異がある。 ・香川町では、物品に係る審査委員会がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(契約制度)			部 会 名	土 木																			
分 類	建設工事等に係る入札・契約制度																							
現 況																								
項 目	高 松 市		香 川 町																					
1 入札参加資格 受付	(1)業者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">市内業者</td> <td style="text-align: center;">市外業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建設 工 事</td> <td style="text-align: center;">648</td> <td style="text-align: center;">966</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建設 関連 委託 業務</td> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">418</td> </tr> </table>	区 分	市内業者	市外業者	建設 工 事	648	966	建設 関連 委託 業務	123	418	(1)業者数 ()は 町のみの名簿登載者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">町内業者</td> <td style="text-align: center;">町外業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建設 工 事</td> <td style="text-align: center;">34(22)</td> <td style="text-align: center;">716(25)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建設 関連 委託 業務</td> <td style="text-align: center;">4(1)</td> <td style="text-align: center;">251(20)</td> </tr> </table>	区 分	町内業者	町外業者	建設 工 事	34(22)	716(25)	建設 関連 委託 業務	4(1)	251(20)	<p>・入札参加資格受付、発注方法等、格付け等入札・契約制度及び工事監督、検査、工事成績の採点に差異がある。</p> <p>・香川町では、入札監視委員会がない。</p>	
	区 分	市内業者	市外業者																					
建設 工 事	648	966																						
建設 関連 委託 業務	123	418																						
区 分	町内業者	町外業者																						
建設 工 事	34(22)	716(25)																						
建設 関連 委託 業務	4(1)	251(20)																						
(2)有効期間(2年間) 平成15年6月1日～平成17年5月31日	(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 6月から有効)	(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数+主観点数 (ISO取得、工事成績等)	(2)有効期間(2年間) 平成15年4月1日～平成17年3月31日	(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 4月から有効)	(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数																			
2 発注方法等	(1)契約発注課 土木部監理課(建設工事130万円超、建設関連委託50万円超、他は各課発注)	(2)入札方法、件数(平成15年度) ・一般競争入札(3億円以上) - 3件 ・公募型指名競争入札 - 517件 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・指名競争入札 - 実績なし。 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・随意契約 - 22件 (工事130万円超、委託50万円超)	(3)審査委員会 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長等で構成する、工事請負等審査委員会に諮り、発注を行っている。	(1)契約発注課 建設課(入札に付する建設工事・建設関連委託のみ、随意契約はすべて各課発注)	(2)入札方法、件数(平成15年度) ・一般競争入札(金額による規定なし) - 実績なし。 ・公募型指名競争入札 - 実績なし。 ・指名競争入札(工事・委託130万円超) - 39件 ・随意契約(工事・委託130万円超) - 2件	<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。 合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、香川町の名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとする。</p>																		
	(1)契約発注課 土木部監理課(建設工事130万円超、建設関連委託50万円超、他は各課発注)	(2)入札方法、件数(平成15年度) ・一般競争入札(3億円以上) - 3件 ・公募型指名競争入札 - 517件 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・指名競争入札 - 実績なし。 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・随意契約 - 22件 (工事130万円超、委託50万円超)	(3)審査委員会 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長等で構成する、工事請負等審査委員会に諮り、発注を行っている。	(1)契約発注課 建設課(入札に付する建設工事・建設関連委託のみ、随意契約はすべて各課発注)	(2)入札方法、件数(平成15年度) ・一般競争入札(金額による規定なし) - 実績なし。 ・公募型指名競争入札 - 実績なし。 ・指名競争入札(工事・委託130万円超) - 39件 ・随意契約(工事・委託130万円超) - 2件		<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>																	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 24 その他の事業(契約制度)		部会名	土木
分類		建設工事等に係る入札・契約制度			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	香川町			
3 格付け等入札・契約制度	(1) 格付け・指名基準額の設定 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2) 新規名簿登載者の取扱い 名簿登載2年経過後指名対象 (業種毎: 工事130万円超) (3) 予定価格の公表 すべて事前公表 (4) 最低制限価格 工事にすべて設定・事前公表 (5) 低入札価格調査制度 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6) 議会の議決案件 予定価格1億5,000万円以上 - 3案件	(1) 格付け・指名基準額の設定 すべての工事について設定。(適用なし。) (2) 新規名簿登載者の取扱い 該当なし。 (3) 予定価格の公表 公表していない。(事前・事後とも) (4) 最低制限価格 制度あり(平成15年度設定、実績なし。) (5) 低入札価格調査制度 該当なし。 (6) 議会の議決案件 予定価格5,000万円以上 - 1案件			
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。 (学識経験等を有する5名)	該当なし。			
5 工事監督、検査、工事成績の採点	(1) 工事監督 複数監督員制 (2) 検査 専任検査員による検査 (3) 工事成績の採点 市の評定要領に基づき採点	(1) 工事監督 複数監督員制(建築工事は監理委託) (2) 検査 検査職員(命を受けた)による検査 (3) 工事成績の採点 採点による工事評定なし。			
				対応策	
				調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(葬斎関係事業)		部会名	市民
分類	葬斎場			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 町		
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) (一部事務組合)	<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>・運営主体に差異がある。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。</p>	
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室</p> <p>(斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室</p> <p>(待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所</p>	<p>[参考] 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) 概要</p> <p>(開設日) 平成8年1月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>(火葬棟) 告別室 2室 見送りホール 火葬施設 5基(大型炉 5基) 収骨室 2室 霊安室</p> <p>(斎場棟) 1室 斎場 2室 待合室</p> <p>(待合棟) 待合ロビー 3室(和室 3室) 待合室</p> <p>(動物炉棟) 動物用焼却炉 1基</p>		
			対 応 策	
			<p>・合併後において、香川町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。</p> <p>・香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(葬斎関係事業)																																																																																																					
分類	葬斎場																																																																																																					
項目	高松市		香川町																																																																																																			
3 施設使用料	<p>1 火葬施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死体</td> <td>大人(12歳以上)</td> <td>1体</td> <td>無料</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満)</td> <td>1体</td> <td>無料</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1胎</td> <td>無料</td> <td>13,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>市内の使用料について、有料化を検討中。</p> <p>2 式場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用単位</th> <th>使用料 (単位当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 (午前9時～正午)</td> <td>市内 31,500円</td> </tr> <tr> <td>午後 (午後零時30分～午後3時30分)</td> <td>市外 63,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者</p>		区分	単位	使用料		市内	市外	死体	大人(12歳以上)	1体	無料	40,000円	小人(12歳未満)	1体	無料	20,000円	死産児	1胎	無料	13,000円		使用単位	使用料 (単位当たり)	午前 (午前9時～正午)	市内 31,500円	午後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外 63,000円	<p>[参考] 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑)使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> <tr> <th>管内住民</th> <th>管外住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">火葬棟施設</td> <td>12歳以上</td> <td>1体</td> <td>20,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>1体</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1胎</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬遺骸</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>系統解剖遺体</td> <td>主部1体分</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>生体分離肢体</td> <td>1体分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>産汚物等</td> <td>1人分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>系統解剖遺体</td> <td>残部1体分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">斎待合場室</td> <td>告別式</td> <td>1時間30分以内</td> <td>1回</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通夜</td> <td>18時間以内</td> <td>1回</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>25時間以内</td> <td>1回</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>42時間以内</td> <td>1回</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>49時間以内</td> <td>1回</td> <td>102,000円</td> </tr> <tr> <td>待合棟室</td> <td>初七日</td> <td>1室</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霊安室</td> <td>遺体の安置</td> <td>24時間まで</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>動物棟</td> <td>犬猫等のペットの焼却</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金		管内住民	管外住民	火葬棟施設	12歳以上	1体	20,000円	80,000円	12歳未満	1体	10,000円	40,000円	死産児	1胎	5,000円	20,000円	改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円	系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円	生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円	系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円	斎待合場室	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円	通夜	18時間以内	1回	40,000円	25時間以内	1回	54,000円	42時間以内	1回	88,000円	49時間以内	1回	102,000円	待合棟室	初七日	1室	3,000円		霊安室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円	動物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円
区分	単位	使用料																																																																																																				
		市内	市外																																																																																																			
死体	大人(12歳以上)	1体	無料	40,000円																																																																																																		
	小人(12歳未満)	1体	無料	20,000円																																																																																																		
死産児	1胎	無料	13,000円																																																																																																			
使用単位	使用料 (単位当たり)																																																																																																					
午前 (午前9時～正午)	市内 31,500円																																																																																																					
午後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外 63,000円																																																																																																					
区分	単位	料金																																																																																																				
		管内住民	管外住民																																																																																																			
火葬棟施設	12歳以上	1体	20,000円	80,000円																																																																																																		
	12歳未満	1体	10,000円	40,000円																																																																																																		
	死産児	1胎	5,000円	20,000円																																																																																																		
	改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円																																																																																																		
	系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円																																																																																																		
	生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円																																																																																																		
	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円																																																																																																		
	系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円																																																																																																		
	斎待合場室	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円																																																																																																	
		通夜	18時間以内	1回	40,000円																																																																																																	
25時間以内			1回	54,000円																																																																																																		
42時間以内			1回	88,000円																																																																																																		
49時間以内			1回	102,000円																																																																																																		
待合棟室	初七日	1室	3,000円																																																																																																			
霊安室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円																																																																																																		
動物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円																																																																																																		

部会名	市民
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-24 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者が死亡した場合の葬儀及び町内に住所を有する者が喪主となる場合の葬儀で、かつ、香川郡(直島町を除く。)内の火葬場において火葬に付す場合に適用する。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者。
3 種類・料金等	斎場公園葬 A型 230,000 円 B型 130,000 円 1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。 自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000 円 B型 130,000 円 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。	やすらぎ苑葬 120,000 円 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000 円 B型 130,000 円 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
葬儀の種類に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までには調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までには調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(葬斎関係事業)																																						
分類	墓園関連事業																																						
現 況																																							
項目	高 松 市	香 川 町																																					
1 墓地の永代使用料等	(1)都市公園法に基づく墓園 平和公園墓園	(1)都市公園法に基づく墓園 該当なし。																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4㎡</td> <td>200,000円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>6㎡</td> <td>450,000円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>8㎡</td> <td>800,000円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 5,851</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table>	区画	永代使用料	清掃手数料 (年額)	4㎡	200,000円	2,100円	6㎡	450,000円	3,150円	8㎡	800,000円	4,200円	備考	区画数 5,851	消費税込み																							
区画	永代使用料	清掃手数料 (年額)																																					
4㎡	200,000円	2,100円																																					
6㎡	450,000円	3,150円																																					
8㎡	800,000円	4,200円																																					
備考	区画数 5,851	消費税込み																																					
	(2)その他の墓園	(2)その他の墓園 浅野墓地公園																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 摺鉢谷墓地</td> <td>3,440</td> <td rowspan="11">90,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>2 宮脇町姥ヶ池墓地</td> <td rowspan="2">3,139</td> </tr> <tr> <td>3 姥ヶ池西墓地</td> </tr> <tr> <td>4 姥ヶ池東墓地</td> <td>7,134</td> </tr> <tr> <td>5 紫雲墓地</td> <td>3,040</td> </tr> <tr> <td>6 峰山墓地</td> <td>5,382</td> </tr> <tr> <td>7 本門院墓地</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>8 柳三昧北墓地</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>9 柳三昧(桜町)墓地</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>10 楠川墓地</td> <td>1,012</td> </tr> <tr> <td>11 沖松島墓地</td> <td>622</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,449</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の市営墓地については、清掃手数料なし</p>	墓地名	区画数	永代使用料	1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡	2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139	3 姥ヶ池西墓地	4 姥ヶ池東墓地	7,134	5 紫雲墓地	3,040	6 峰山墓地	5,382	7 本門院墓地	232	8 柳三昧北墓地	150	9 柳三昧(桜町)墓地	298	10 楠川墓地	1,012	11 沖松島墓地	622	計	24,449		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4㎡</td> <td>500,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 434</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table>	区画	永代使用料	清掃手数料 (年額)	4㎡	500,000円	3,000円	備考	区画数 434	消費税込み
墓地名	区画数	永代使用料																																					
1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡																																					
2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139																																						
3 姥ヶ池西墓地																																							
4 姥ヶ池東墓地	7,134																																						
5 紫雲墓地	3,040																																						
6 峰山墓地	5,382																																						
7 本門院墓地	232																																						
8 柳三昧北墓地	150																																						
9 柳三昧(桜町)墓地	298																																						
10 楠川墓地	1,012																																						
11 沖松島墓地	622																																						
計	24,449																																						
区画	永代使用料	清掃手数料 (年額)																																					
4㎡	500,000円	3,000円																																					
備考	区画数 434	消費税込み																																					

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・墓地の永代使用料等、使用者の資格、使用許可書再発行に伴う手数料及び墓地の経営許可事務に差異がある。</p> <p>・香川町では、簡易火葬場改修事業補助及び地元管理墓地整備事業補助を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-24 その他の事業(葬斎関係事業)		部会名	市民
分類		墓園関連事業			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	香川町			
2 使用者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市に住所を有する者 ・焼骨を有していること ・他に市営墓地を有していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・香川町内に住所を有する者 ・香川町内に本籍を有する者で、町内に住所を有する墓所管理者が選任できる者 ・生前申込みができる 			
3 使用許可書再発行に伴う手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・継承等に伴う使用許可書再発行手数料(350円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継承等に伴う使用許可書再発行手数料(無料) 			
4 墓地の経営許可事務	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界線から100メートル以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界線から200メートル以内 			
5 簡易火葬場改修事業補助	<p>(内容)</p> <p>従来からある簡易火葬場の施設改修事業に対し、補助金を支出</p> <p>(対象)</p> <p>炉、煙突、火葬用バーナー、付属施設の改修事業で、30万円を超えるもの</p> <p>(補助率等)</p> <p>1事業につき、50%以内で150万円を限度</p> <p>(ただし、女木・男木・菅沢町については、70%以内で210万円を限度)</p>	<p>該当なし。</p>			
6 地元管理墓地整備事業補助	<p>(内容)</p> <p>地元管理墓地の環境整備に対し、補助金を支出</p> <p>(対象)</p> <p>墓地の区画のための整備事業、墓地に隣接する水路整備事業、墓地内の整備事業</p> <p>(補助率等)</p> <p>1事業につき、60%以内で180万円を限度</p> <p>ただし、30万円以上の事業に適用する。</p>	<p>該当なし。</p>			
				対応策	
				調整案	